

高知広域都市計画区域マスタープラン

平成 30 年 3 月

高知県 土木部 都市計画課



目次

序 見直しにあたっての考え方	1
(1) 都市計画区域マスタープラン	1
(2) 高知広域都市計画区域の特徴	2
1) 市街地を取り巻く豊かな自然環境	
2) 人口減少と高齢化の進展	
3) 大規模自然災害の脅威	
(3) 見直しの背景 ～高知広域都市計画区域の現状と課題～	3
(4) 取り組むべきまちづくりの課題と今後のまちづくりの方向性	4
1 都市計画の目標	5
(1) 基本的事項	5
1) 目標年次	
2) 範囲および規模	
(2) まちづくりの基本理念	6
(3) まちづくりの方針	8
(4) 将来の都市像	11
2 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針	13
(1) 区域区分の有無	13
(2) 区域区分の方針	14
1) 人口および産業の見通し	
2) おおむねの市街化区域の規模および区域	
3 主要な都市計画の決定の方針	18
3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	18
(1) 主要用途の配置の方針	18
1) 業務地	
2) 商業地	
3) 工業地	
4) 流通業務地	
5) 住宅地	
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	21
(3) 市街地の土地利用の方針	22
1) 土地の高度利用に関する方針	
2) 居住環境の改善又は維持に関する方針	
3) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	

(4) その他の土地利用の方針	23
1) 優良な農地との健全な調和に関する方針	
2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	
3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	
4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	
3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	25
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	25
1) 交通体系の整備の方針	
2) 主要な施設の配置の方針	
3) 主要な施設の整備目標	
(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針	34
1) 下水道および河川の整備の方針	
2) 整備水準の目標	
3) 主要な施設の配置の方針	
4) 主要な施設の整備目標	
(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針	37
1) 主要な施設の配置の方針	
3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	38
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	
2) 市街地整備の目標	
3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	39
1) 自然環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性	
2) 緑地の確保目標水準	
3) 主要な緑地の配置および整備の方針	
4) 公園・緑地の整備又は保全を実現するための具体の都市計画制度の方針	
5) 主要な緑地の確保目標	
3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針	43
1) 都市防災の現状、整備又は保全の必要性	
2) 主要な都市防災の整備の方針	
3-6 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針	46
3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針	47
4 共に助け合う協働のまちづくりに向けて	48

序 見直しにあたっての考え方

(1) 都市計画区域マスタープラン

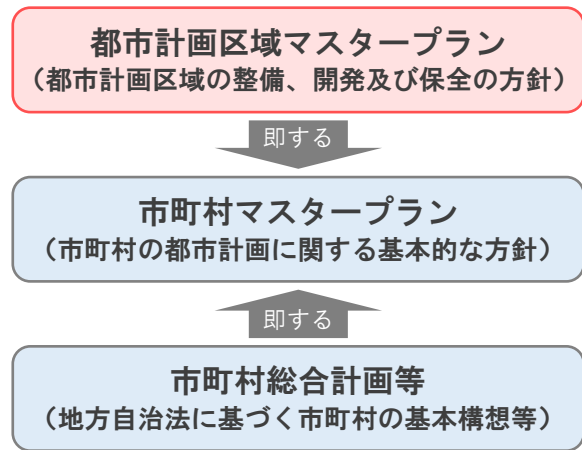
都市計画区域マスタープラン*は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、県が広域的見地から、区域区分をはじめ、広域的で根幹となる都市計画の基本方針を定めるものです。

高知広域都市計画区域（以下「本区域」という。）では、平成16年3月に「高知広域都市計画区域マスタープラン」（以下「本計画」という。）を策定しています。

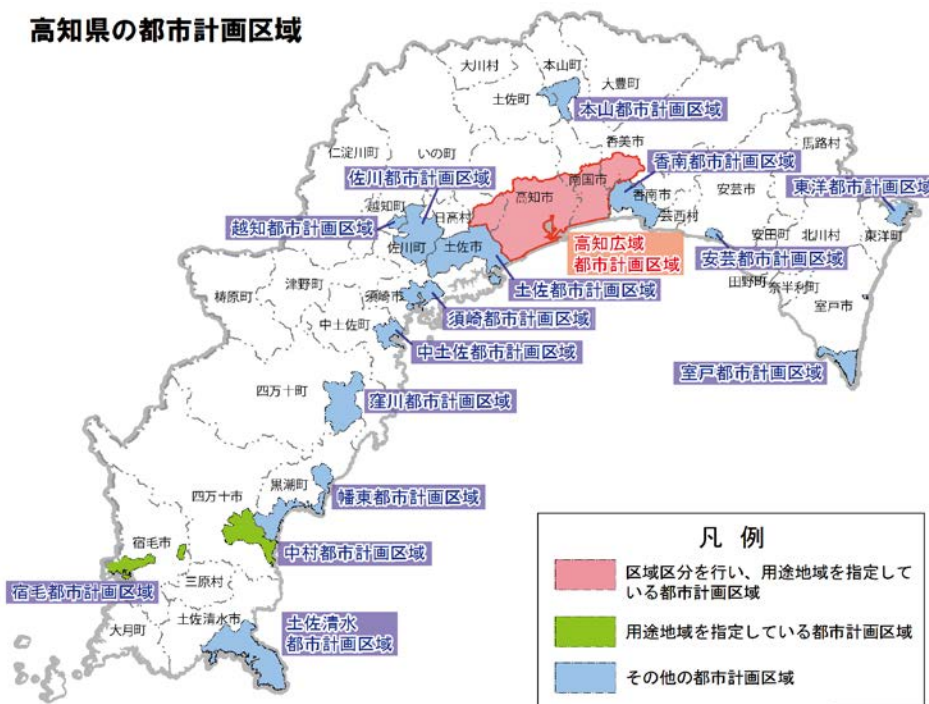
■マスタープランに定める主な項目

- ◇都市計画区域*の概況、主要課題
- ◇都市計画の目標
- ◇区域区分*の有無および方針
- ◇主要な都市計画の決定の方針
 - ・土地利用の方針
 - ・都市施設*の整備に関する方針
 - ・市街地開発事業*に関する方針
 - ・自然的環境の整備、保全に関する方針
 - ・都市防災に関する方針
 - ・福祉のまちづくりに関する方針
 - ・都市景観に関する方針
 - ・住民参加によるまちづくり

■県が定める都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン*の関係



高知県の都市計画区域



※本文中で、例えば「都市計画区域マスタープラン*」のように、アスタリスク（*）がついている用語については、巻末にその用語の説明を掲載しています。

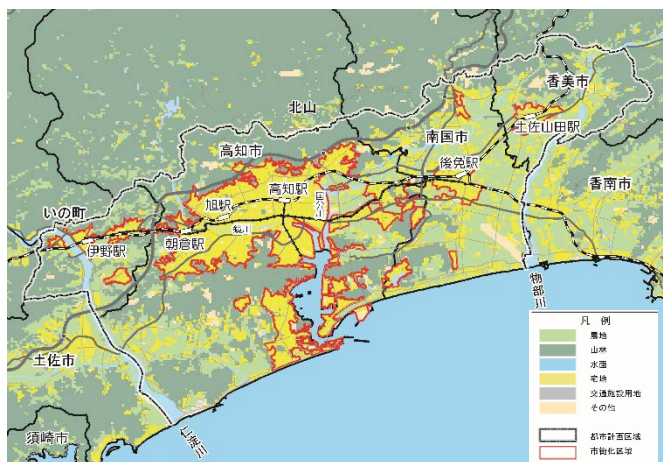
(2) 高知広域都市計画区域の特徴

1) 市街地を取り巻く豊かな自然環境

本区域は、南に太平洋が開け、北には四国山地を背負い、東には物部川、西には仁淀川が流れるという恵まれた自然環境が保全されています。

また、市街地の周辺には豊かな水田地帯が広がり、都市近郊農業の生産拠点であるとともに、都市計画区域内における環境、防災、景観上の貴重な資源として重要な役割を果たしています。これらの各要素がバランスよく保たれていることが、本区域の魅力を高めています。

■高知広域都市計画区域を取り巻く自然環境

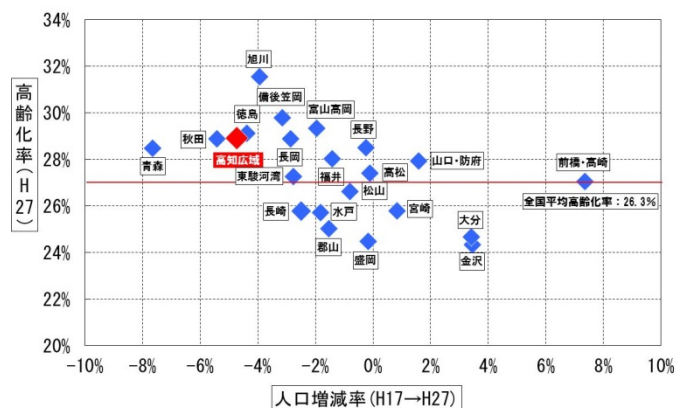


2) 人口減少と高齢化の進展

本県の人口は、全国と比べて25年早い昭和60年をピークに減少に転じ、高齢化も全国より10年先行しています。

本区域においても、平成17年をピークに人口が減少しており、同じ規模の他の都市計画区域と比べても、人口減少や高齢化が進展しています。

■同規模都市計画区域との高齢化率等の比較



3) 大規模自然災害の脅威

本区域では、台風や局地的な集中豪雨による浸水被害や土砂災害が発生するおそれがあり、'98高知豪雨では高知市東部を中心に甚大な浸水被害が発生しました。

また、南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されており、本区域においても、震度6弱以上の激しい揺れによる建物の倒壊や津波による浸水被害が想定されています。

特に高知市においては、津波による浸水に加えて、地盤沈降による中心市街地等の長期浸水も予測されており、これらの災害に対応していくため、都市の防災力を高めていくことが必要となっています。



‘98高知豪雨による浸水状況
(高知市大津地区周辺)

(3) 見直しの背景 ～高知広域都市計画区域の現状と課題～

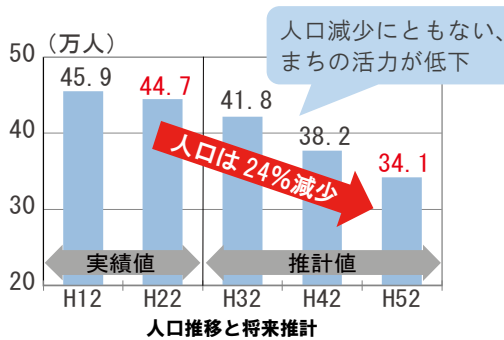
本区域では、これまで、都市計画区域マスタープランに即したまちづくりを進めてきましたが、予測を上回る急速な人口減少や高齢化の進展、中心市街地*の衰退など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきています。特に、急速に人口が減少するなかで、地域活力の維持や持続的な都市運営は、今後取り組まなければならない大きな課題となっています。

また、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震では、揺れによる建物の倒壊や津波による甚大な被害が発生しました。(以下「東日本大震災」という。) 高知県においては、南海トラフ地震の発生が予測されていることから、東日本大震災での教訓を踏まえ、想定される被害に対する事前の備えとともに、迅速な都市の復興に向けた行動手順等を示した手引書を作成し、手引書に基づく訓練を実施するなど、被災後の早期復興に向けた取り組みも進めているところです。

こうした、人口減少や高齢化の進展、自然災害のリスクや多様なニーズに対応し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを進めることが求められています。

■ 高知広域都市計画区域の現状と課題

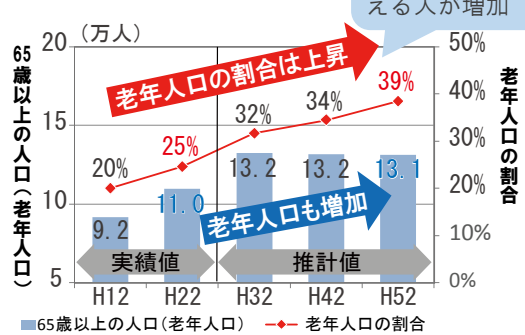
人口減少の進展



※高知広域都市計画区域を構成する3市1町の行政区画の人口推移
出典：H12-H22 国勢調査(総務省)
H32-H52 日本の地域別将来推計人口(H25.3 推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

課題 1 一定の人口密度の維持や財政コストの低減による“持続可能なまちの実現”が必要

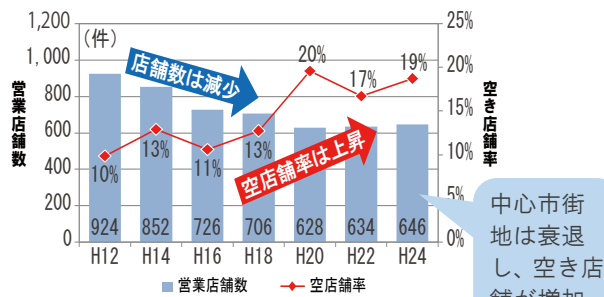
高齢化の進展



※高知広域都市計画区域を構成する3市1町の行政区画の人口推移
出典：H12-H22 国勢調査(総務省)
H32-H52 日本の地域別将来推計人口(H25.3 推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

課題 2 日常的な生活サービスの維持と公共交通の充実による“暮らしやすいまちの実現”が必要

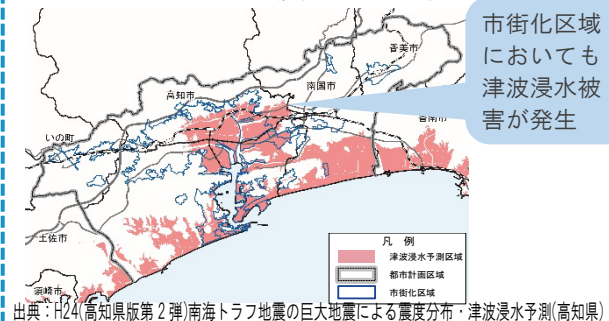
中心市街地の衰退



出典：H12～H24 高知市商工労働行政の概要(高知市商工観光部)

課題 3 地産外商の強化や観光振興、新たな産業集積などの産業振興と、中心市街地の再生による“にぎわいのあるまちの実現”が必要

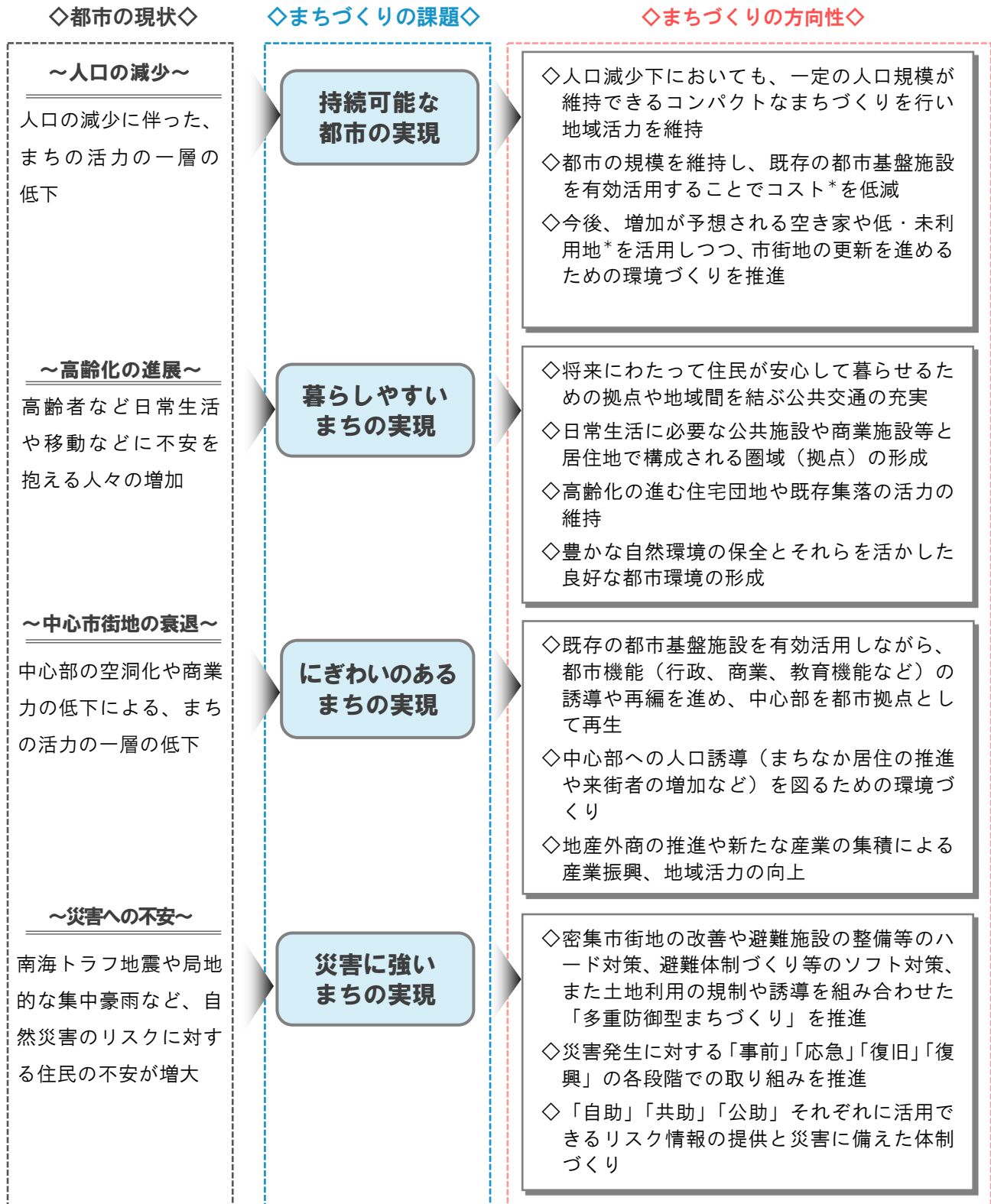
南海トラフ地震による被害想定



課題 4 河川・海岸堤防の耐震化や液状化対策などのハード対策、避難体制づくりなどのソフト対策による“災害に備えたまちの実現”が必要

(4) 取り組むべきまちづくりの課題と今後のまちづくりの方向性

社会情勢の変化などを踏まえ、これから取り組むべきまちづくりの課題や解決に向けたまちづくりの方向性は、次のように考えられます。



これらの社会情勢の変化や、取り組むべきまちづくりの課題、解決に向けた方向性に対応するために、都市計画区域マスタープランの見直しを行います。

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 目標年次

本計画における、「まちづくりの基本理念」「まちづくりの方針」「主要な都市計画の決定の方針」の目標年次は、おおむね 20 年後の「平成 47 年」を目標年次とします。

また、「区域区分の有無および区域区分を定める際の方針」「主要な施設の整備目標」については、おおむね 10 年後の「平成 37 年」を目標年次とします。

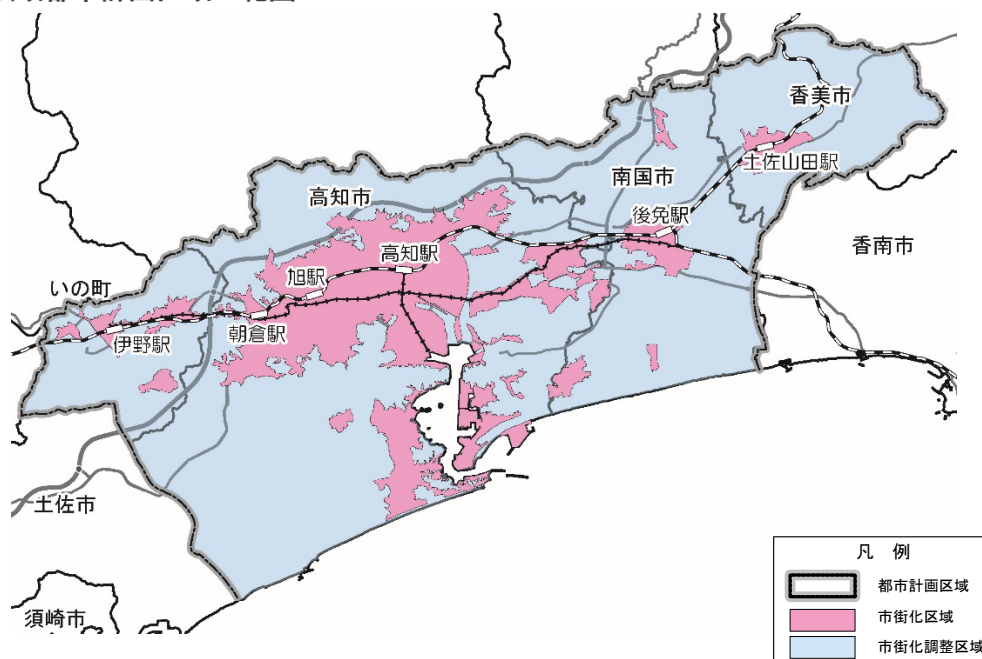
2) 範囲および規模

本区域の範囲および規模は、次のとおりとします。

■ 高知広域都市計画区域の規模

区 分	市 町	範 囲	面 積
高知広域都市計画 区域の範囲	高知市	行政区域の一部	約 16,805ha
	南国市	同上	約 6,613ha
	香美市	同上	約 3,516ha
	いの町	同上	約 2,840ha
合 計	3 市 1 町		約 29,774ha

■ 高知広域都市計画区域の範囲



(2) まちづくりの基本理念

取り組むべきまちづくりの課題のほか、人口減少や高齢化が進むなかで、本区域の特徴である豊かな自然環境のまちづくりへの活用や、南海トラフ地震など大規模災害の脅威のなかで日常生活の安全と安心の確保、また、住民の多様なニーズに対応した暮らしやすいまちづくりなどが求められていることを踏まえて、本区域のまちづくりの基本理念を次のように定めます。



基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり

本区域の特徴として、本県の中核的な都市機能を有しつつ、周辺には農地や里山などの豊かな自然環境が保たれていることがあげられます。

今後もまちなかに緑が息づく、美しい都市空間の充実を図るとともに、地域の独自文化を活かして、都市と農村の交流を行いながら、魅力あるまちづくりを進めます。

また、今後人口減少が進む中では、空き家や低・未利用地を活用した定住・移住の促進や、新たな産業の集積による次世代を担う若者などの雇用の場の創出など、人口減少の抑制につながる取り組みが必要です。一方、持続できるまちづくりを進めるためには、都市の拡大は行わず、コンパクトなまちを形成することで地域の活力を維持するとともに、既存の都市基盤施設を有効活用しながら誘導・再編を進め、既成市街地を更新することなどにより、効率的な都市の運営を図ることが必要です。

このことから、今後のまちづくりにおいては、生物多様性地域戦略*に沿った自然との共生や、都市運営の効率化を進め、持続可能な都市の実現に向けて取り組みます。



基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

本区域においては、防犯や交通安全などの取り組みを進め、安全で安心して日常生活をおくることのできるまちづくりを進めます。

また、台風や局地的な集中豪雨などによる水害や土砂災害、南海トラフ地震などの災害に備えて、河川整備や急傾斜地への対策、建物や道路の耐震化、防災公園*などのハード面の整備と、住民に対するハザードマップや避難に関する情報などの提供や「自助」「共助」の強化に向けた支援体制づくりなどのソフト面の充実を図ります。

特に南海トラフ地震に対しては、防災・減災に向けた事前対策の推進とともに、被災後の応急対策・復旧・復興を図るための事前の取り組みが必要です。このため、被災を想定した事前の復興計画の作成と、災害発生前後の各段階における対策の実施に向けた体制づくりなどの取り組みを推進します。

また、にぎわいや活力あるまちづくりに向けて、既存の都市基盤施設を有効活用しながら、中心市街地などまちの中心となる拠点への都市機能や人口の誘導を図り、まちなかの再生や産業振興に向けた環境づくりに取り組みます。

さらに、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、徒歩等で移動可能な範囲に、日常的な生活サービスが確保される地域を位置づけ、生活環境の整備を推進するとともに、拠点や地域間を結ぶ公共交通を含めた交通ネットワークの形成・充実を図ります。



基本理念3 共に助けあう、協働のまちづくり

ユニバーサルデザイン*に基づき、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

また、地域のつながりの希薄化が進む現代において、人口減少と高齢化が進むなかでは、日常生活だけでなく災害時においても支え合う社会とするために、行政の取り組みに加え、自身や家族、地域コミュニティによる「自助」「共助」を強化していくことが必要となっています。

このため、行政、住民、地域それぞれが担う役割のなかで、それぞれが主体となった協働のまちづくりを進めます。

(3) まちづくりの方針

基本理念に掲げたまちづくりを実現していくために、それぞれのまちづくりの方針を次のように定めます。



基本理念 1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり

方針 a 豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かす

■ 主な取り組み内容

まちづくりを進めるにあたっては、まちの個性を活かすことが重要です。地域にある豊かな自然や歴史・文化的資源をまちづくりに活用して地域の魅力を高め、住む人が安らぎを感じ、住み続けることに誇りを持てるまちづくりを進めます。

方針 b

秩序ある土地利用規制により、 次世代に引き継ぐべき生活環境の保全を図る

■ 主な取り組み内容

身近な農地や自然環境は生活を支える大事な要素であり、次の世代に引き継ぐべき財産でもあります。これらを保全するとともに、まちと緑が共生するまちづくりを進めていくために、引き続き、秩序ある土地利用規制と適切な誘導を実施することにより、開発*と保全の調和のとれた土地利用を図ります。

方針 c

既存の都市基盤施設等の有効活用や再編を進め、 効率的な都市運営を図る

■ 主な取り組み内容

都市生活に都市基盤施設などの整備は必要不可欠ですが、今後は、既存の都市基盤施設の老朽化が進み、更新や維持管理に要する費用の増加が見込まれます。このため、既存の都市基盤施設の長寿命化対策を行い有効活用するとともに、施設の統合や再配置を行うなど、効率的な都市運営を行い、持続可能な都市の実現を図ります。



基本理念 2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

方針 a 南海トラフ地震などの災害に備えた、多重防御型まちづくりを推進する

■ 主な取り組み内容

南海トラフ地震や局地的な集中豪雨などの自然災害に備え、道路や公園、下水道などの都市施設の整備や、土地区画整理事業の推進による、計画的な面的整備を図るために、住民の意見を聞きながら、良好な都市・住宅環境の整備を進めます。

また、これまでの防災・減災を中心とする「事前対策」に加え、被災後を想定した「応急対策」「復旧」「復興」の各段階に対するハード・ソフト両面からの取り組みを強化し、「多重防御型まちづくり」を進めます。

方針 b まちの中心となる都市拠点の機能の強化や、地域の振興を図るための特徴を活かした拠点づくりを推進する

■ 主な取り組み内容

今後の人口減少により、まちの活力が一層低下するおそれがあります。

このため、中心市街地では、空き家の利活用や低・未利用地の有効活用により、都市拠点として都市機能や人口の誘導を図るための環境づくりを進めます。

また、地域活力となる産業振興を図るため、地域の特徴を活かした拠点づくりを進めます。

方針 c 徒歩等で移動し、暮らすことが可能な拠点の機能を強化し、人口誘導を図るための生活環境づくりを推進する

■ 主な取り組み内容

今後、さらに高齢化が進む社会においては、過度に自動車に頼らなくても、公共交通の利便性が高く、歩いて暮らせる生活環境の構築が求められています。このため、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲に日常生活に必要な機能（公共施設や商業・医療施設など）を有し、かつ、公共交通を含む交通ネットワークが確保されている地域において、居住地と一体となった生活環境の形成に取り組みます。

また、周辺部の特に高齢化の進む住宅地や既存集落などでは、日常的な生活サービスの確保を図りながら、地域の特徴を活かした拠点づくりを進めます。

方針 d 歩いて暮らせるための交通環境の改善を図る

■ 主な取り組み内容

誰もが自由に移動でき、安心して暮らせるために、中心市街地と日常生活に必要な機能が確保されている地域を結ぶ公共交通、生活空間における歩道やコミュニティ道路の整備など、交通環境の改善に努めます。

また、地域特性に応じて、都市間を結ぶ幹線道路や公共交通ネットワークの形成に取り組みます。



基本理念3 共に助けあう、協働のまちづくり

方針 a

すべての人が暮らしやすい、
ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを推進する

■ 主な取り組み内容

今後、さらに高齢化が進む社会においては、移動に支障をきたす人の増加が見込まれることから、誰もが自由に移動できる快適な都市空間づくりが重要となります。このため、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進めます。

方針 b

「自助」「共助」「公助」を効果的に活用できる環境づくりに取り組む

■ 主な取り組み内容

これからのまちづくりでは、行政・住民・地域のそれぞれが主体となった協働のまちづくりが必要です。

このため、まちづくりや個々が担う役割についての理解を深め、まちづくりへの積極的な参加を促すため、住民へのまちづくりに関する情報提供やまちづくりへの参加の機会を創出します。さらには、住民自らが地域のニーズを把握しながら、主体となってまちづくりを進めることができる環境や仕組みづくりに取り組みます。

■ まちづくりの基本理念と方針

基本理念 1

- a. 豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かす
- b. 秩序ある土地利用規制により、次世代に引き継ぐべき生活環境の保全を図る
- c. 既存の都市基盤施設等の有効活用や再編を進め、効率的な都市運営を図る

まちと緑が身近に
出会う、
次世代につなぐまちづくり

基本理念 3

- a. すべての人が暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを推進する
- b. 「自助」「共助」「公助」を効果的に活用できる環境づくりに取り組む

安全を確保し、
生活が息づくまちづくり

共に助けあう、
協働のまちづくり

基本理念 2

- a. 南海トラフ地震などの災害に備えた、多重防御型まちづくりを推進する
- b. まちの中心となる都市拠点の機能の強化や、地域の振興を図るための特徴を活かした拠点づくりを推進する
- c. 徒歩等で移動し、暮らすことが可能な拠点の機能を強化し、人口誘導を図るための生活環境づくりを推進する
- d. 歩いて暮らせるための交通環境の改善を図る

(4) 将来の都市像

まちづくりの基本理念や、方針に掲げた歴史や文化などの地域の特性を活かした地域活力の維持、誰もが安全で安心して、暮らすことのできる社会の実現に向けた環境整備などを進めるためには、都市機能や人口を誘導するための拠点的形成するとともに、拠点間を結ぶ公共交通を含めた交通ネットワークが確保された都市構造を形成していくことが必要です。

このことから、本区域での土地利用や都市構造の将来像として、「多極ネットワーク型都市構造」を目指します。

■ 目指すべき多極ネットワーク型都市構造

本区域における多極ネットワーク型都市構造は、様々な都市機能が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を都市拠点とし、拠点間を公共交通を含めた交通ネットワークで結ぶことにより形成します。

都市拠点は、居住機能のみならず、行政、業務、医療、教育、福祉、商業などの各種サービスが提供され、複合的な機能を担うこととなります。

また、都市拠点は、県や本区域の核としての高次機能を有する拠点、地域の核としての機能を有する拠点、地域の振興に資する産業が集積する拠点など、担うべき役割や機能に応じた拠点を形成することが必要となります。

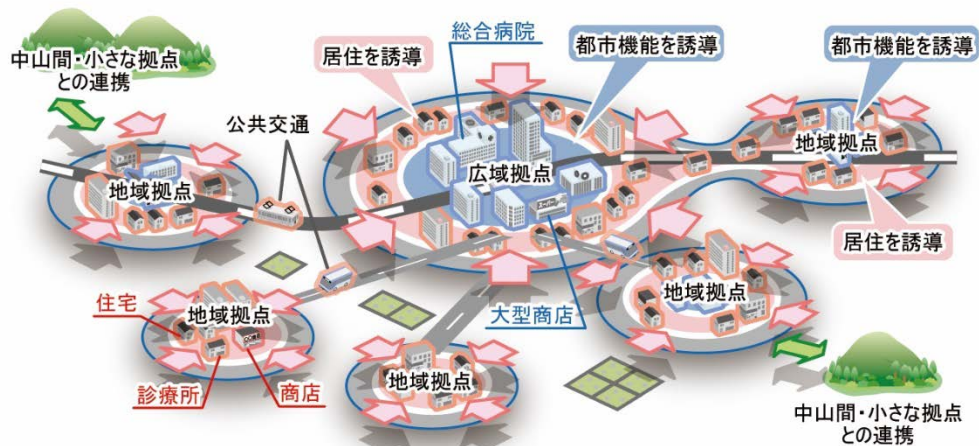
このため、市街化区域*内においては、担うべき役割に応じた都市機能を有する「広域拠点」「地域拠点」と、公共交通や日常的に必要なサービス機能がおおむね確保されている「生活地域」、産業振興に資する「産業拠点」を位置づけます。

また、市街化調整区域*では、一定規模以上の集落が形成されている地区で、日常的な医療、買い物、行政サービスなど、必要な機能が維持されている地区を「生活地区」として位置づけます。

なお、具体的な位置や規模については、市町村マスタープランにおいて位置づけることとします。

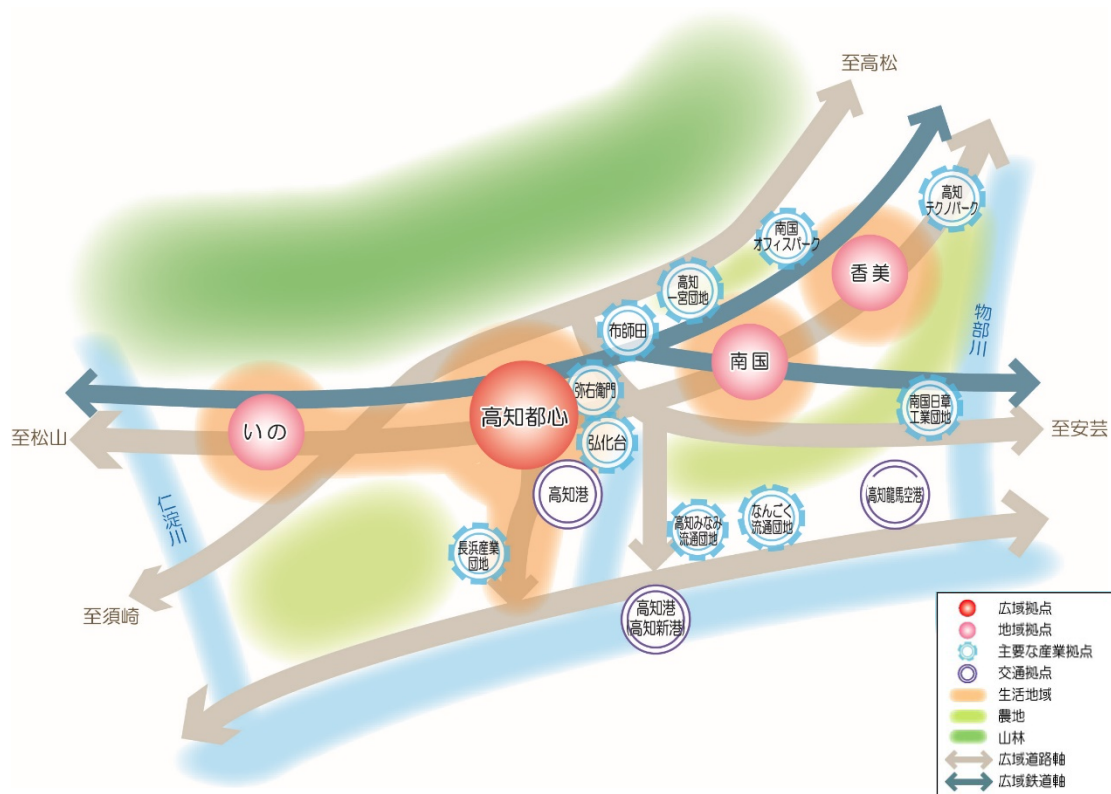
■ コンパクトな中心部と小さな拠点との連携

コンパクトな中心部と、中山間地域における小さな拠点をネットワークで結び、連携を図ります。



『多極ネットワーク型のコンパクトな都市』のイメージ

■ 将来都市像のイメージ



都市拠点として、「広域拠点」「地域拠点」「生活地域」「産業拠点」を位置づけます。

広域拠点

本区域の中核拠点として、4車線以上の幹線道路や公共交通が複数存在するネットワークが確保されているとともに、広域的な地域を対象として、質の高い都市サービスを提供する、高度で複合的な都市機能を誘導する拠点。

○高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域

地域拠点

市町全域を対象とする中核拠点として、幹線道路や公共交通のネットワークが確保されているとともに、行政や商業、医療、福祉などの都市サービスを提供する機能を誘導する拠点。

○南国市、香美市、いの町の中心部の地域

生活地域

おおむね歩いて暮らせる範囲に、公共交通などのサービス水準が一定確保されているとともに、生活に必要な医療や、買い物などの日常的なサービス機能がおおむね確保されている地域。

なお、生活地域においては、一定程度の日常的に必要なサービス機能が確保された拠点を市町村マスタープランで位置づけ、拠点形成を図ります。

産業拠点

工業や流通業務など、産業振興に資する機能を誘導する拠点。

生活地区

住宅機能を主体として、日常生活に必要な医療や買い物などのサービス機能を維持する地区。

2 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

本区域では、現在行っている「区域区分（線引き）」を継続し、計画的に市街化を図る区域と自然や農地を保全する区域の明確な区分を行います。

区域区分を定める理由は、次のとおりです。

- ◆人口が減少し高齢化が進むなかで、地域の活力を維持しつつ、暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に、都市機能や人口を誘導していくことが必要です。さらに、日常生活などに必要な機能が、おおむね徒歩などで移動できる範囲に確保された拠点を位置づけ、強化するとともに、公共交通を含めた交通ネットワークを形成することにより、利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めることが必要です。
- ◆人口は減少しますが、世帯数については横ばいから微増で推移する見通しです。また、工業については高知県産業振興計画に基づく産業振興に資する取り組みが進められています。このため、新たに生じる住宅地需要や工業地需要については低・未利用地を有効活用するなど、既存の市街地に適切に収容し、無秩序な市街地の拡大は抑制することが必要です。
- ◆今後の人口減少により、税収の減少などによって財政規模の縮小が見込まれる一方で、高齢化への対応や既存の都市基盤施設の維持・更新に要するコストは増加することが見込まれます。このため、既存の基盤施設などの有効活用や再編による運営の効率化により、都市運営コストを低減させるとともに、新たな都市運営コストに繋がる市街地の拡大を抑制し、人口減少化においても一定の人口密度が維持できる市街地の規模を維持することが必要です。
- ◆これまで本区域では、区域区分により、豊かな自然環境の保全を図り、自然環境を活かしながらまちづくりを進めてきました。今後も、地域の特徴を活かしたまちづくりを行うためには、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要です。

(2) 区域区分の方針

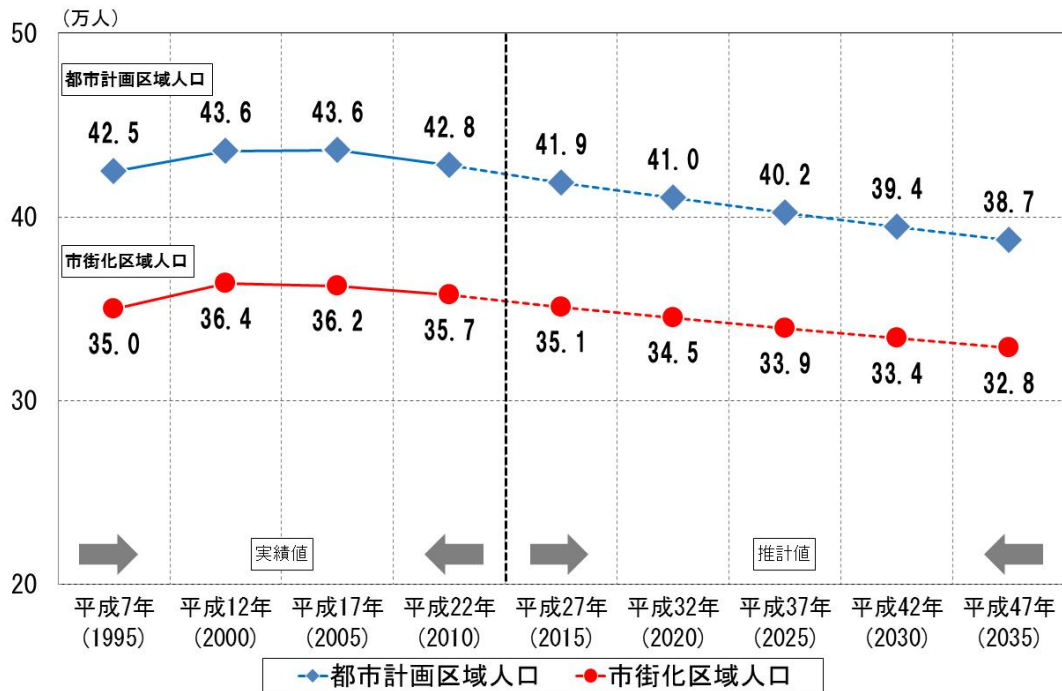
1) 人口および産業の見通し

目標年次における人口と産業の見通し*について、次のとおり設定します。

① 人口

人口	年次	平成 27 年 (基準年)	平成 37 年 (目標年)
都市計画区域		419 千人	402 千人
市街化区域 (千人)		351 千人	339 千人
市街化調整区域 (千人)		68 千人	63 千人

■ 都市計画区域人口および市街化区域人口の実績値と推計値



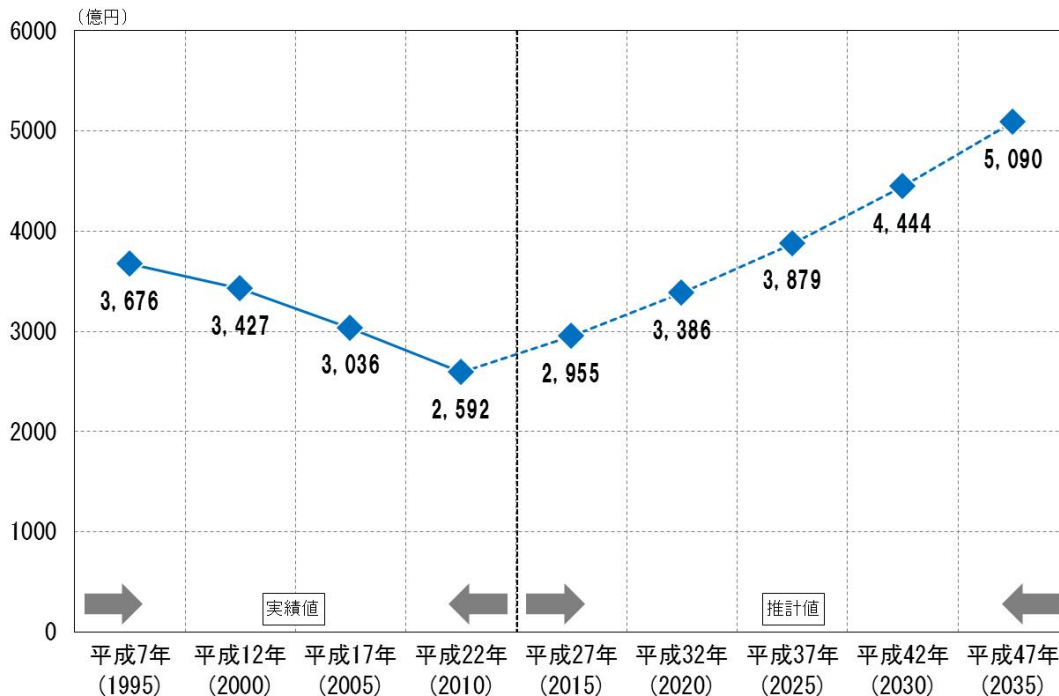
出典：平成7年～平成22年の都市計画区域人口および市街化区域人口は、国勢調査の小地域別人口を都市計画区域内または都市計画区域外、市街化区域内または市街化区域外に住宅地割合により按分して算出した値。

平成27年および平成37年の人口は、平成22年の国勢調査における男女別5歳階級別人口と、市町人口ビジョンの将来人口算出における仮定条件（出生率・生残率・移動率など）を用いて、コーホート要因法により算出した推計値。

② 産業

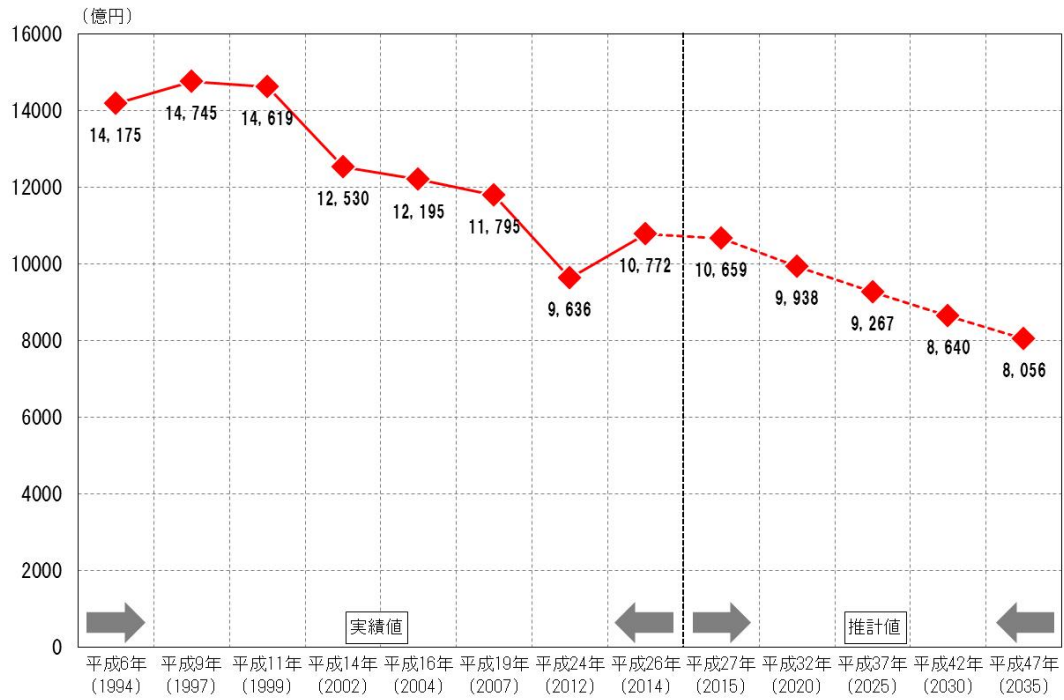
出荷額等		年次	平成 27 年 (基準年)	平成 37 年 (目標年)
生産規模	製造品出荷額等(億円)		2,955 億円	3,879 億円
	年間商品販売額(億円)		10,659 億円	9,267 億円
就業者数	第一次産業人口(千人)		10.2 千人	8.3 千人
	第二次産業人口(千人)		28.2 千人	20.8 千人
	第三次産業人口(千人)		141.4 千人	132.9 千人

■ 製造品出荷額等の実績値および推計値



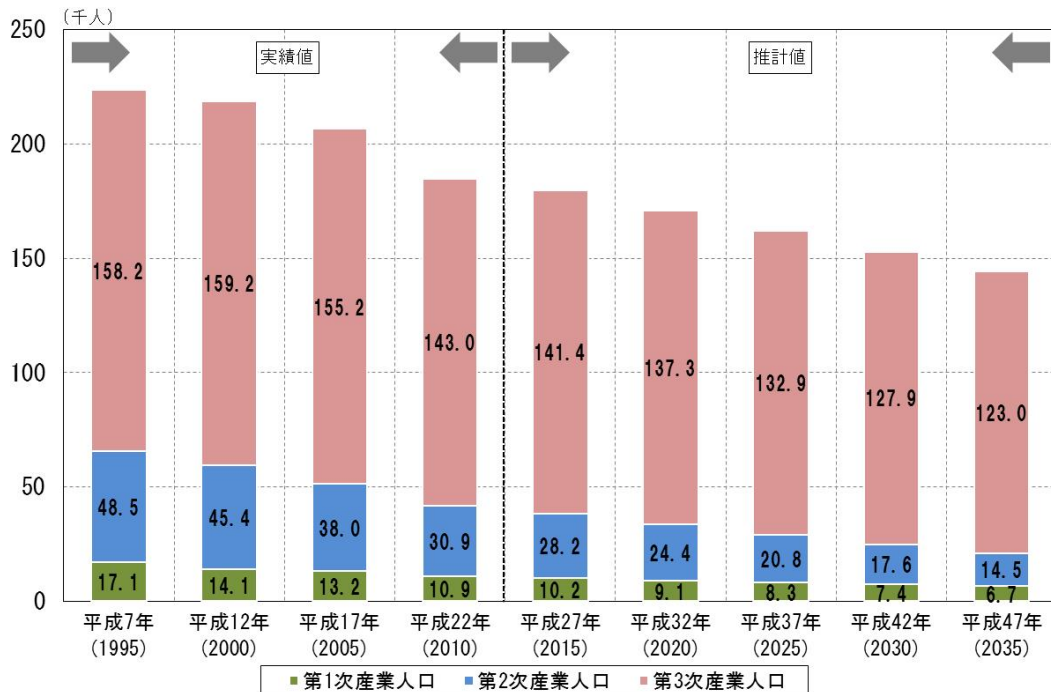
出典：平成 27 年の製造品出荷額等は、平成 22 年から平成 26 年の実績値および第 3 期高知県産業振興計画における製造品出荷額等の目標値（平成 31 年度：6,000 億円、平成 33 年度：6,400 億円、平成 37 年度：7,000 億円以上）を用いた推計値。平成 37 年は、第 3 期高知県産業振興計画における目標値 7,000 億円を製造品出荷額における高知広域構成市町の高知県に占める直近 5 ヶ年の平均構成比で除して算出。

■ 年間商品販売額の実績値および推計値



出典：平成 27 年および平成 37 年の年間商品販売額は、商業統計調査による平成 3 年から平成 19 年の実績値を用いたトレンドから推計。

■ 産業別就業者数の実績値および推計値



出典：平成 27 および平成 37 年の就業者数は、国勢調査における平成 2 年～平成 22 年の実績値を用いたトレンドから推計。

2) おおむねの市街化区域の規模および区域

本区域については、持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、将来の人口規模の見通しを踏まえたうえで、地域の活力が維持された市街地の形成を図ります。

人口は今後減少しますが、世帯数は横ばいから微増する見通しであることから、利便性が高く、良好な居住環境の形成を図り、住民の生活スタイルの多様化などを踏まえた住宅地の規模を確保するため、既存の住宅地や低・未利用地の活用を進める必要があります。

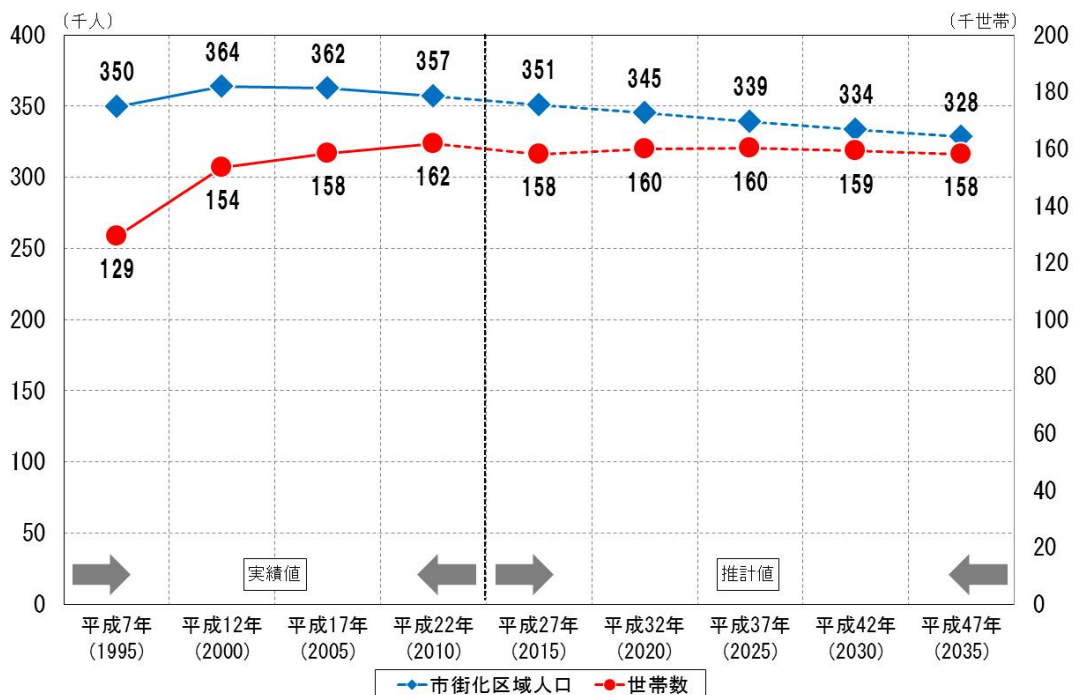
また、地域の活力を維持し、暮らしやすい環境を確保するため、広域拠点及び地域拠点では、低・未利用地の活用や土地の高度利用を進め、業務及び商業等の都市機能を誘導する必要があります。

産業拠点においては、「高知県産業振興計画」の取り組みに基づく工業地の需要見通しを踏まえたうえで、既存の工業系用途の低・未利用地を活用します。

これらを実現するためには、現在の市街化区域の規模が必要であることから、市街地の拡大や縮小は行わず、現在の規模を維持することとします。

年次	平成27年 (基準年)	平成37年 (目標年)
市街化区域面積	6,190ha	おおむね 6,190ha

■ 市街化区域人口および世帯数の実績値と推計値



出典：平成7年～平成22年の世帯数は、国勢調査の小地域別世帯数を市街化区域内または市街化区域外に住宅地割合により按分して算出した値。

平成27年～平成47年の世帯数は、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（国立社会保障・人口問題研究所：平成26年4月）における「都道府県別平均世帯人員の推移（高知県）」を用いて、平成22年を「1」とした場合の平成27年から平成47年の平均世帯人員の変化率を用いて求めた平成27年から平成47年における平均世帯人員により市街化区域の推計人口を除することで算出。

3 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

担うべき役割や機能に応じた都市拠点の形成など、多極ネットワーク型都市構造の実現に向けた土地利用を進めます。

(1) 主要用途の配置の方針

1) 業務地

広域拠点の高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、本県の中心的な業務地であることから、土地の高度利用を進め、業務サービス機能の更新や誘導を促進し、機能の強化を図ります。

地域拠点の南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、市町全域を対象とする業務サービス機能など、担うべき役割に応じた機能の確保を図ります。

2) 商業地

広域拠点の高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域については、本県の中心商業地および広域拠点の中核となる商業機能を誘導する地域（以下「商業集積地」という。）として、広域的で多様な商業サービスを提供する商業機能を誘導し、まちのにぎわいの創出と都心機能の強化を図ります。

また、「本県を代表するまちの顔」として、誰もが行ってみたいとなる“まち”、ゆっくりと快適に滞在できる“まち”など、地域の魅力を高めるために、建物などのデザインに配慮した美しい都市景観の形成、都市緑化の推進、周辺観光地とのネットワークの形成などを進めます。

地域拠点の南国市、香美市、いの町の中心部の地域については、地域拠点の中核となる商業集積地として、地域住民への多様な商業サービスを提供する商業機能を誘導し、にぎわいのある商業地の形成を図ります。

主要な幹線道路沿いにおいては、近隣住民の日常生活に必要な商業機能を確保するための商業地の形成を図ります。

3) 工業地

既存の工業団地は産業拠点として、高規格道路や高知港、高知龍馬空港などの交通機能を活かしながら、新たな産業高度化等の動向に対応した基盤整備によって、事業所の良好な操業環境の維持・創出を図ります。

市街地内の工業地においては、周辺の住環境との調和を図り、公害防止と周辺環境の整備に努め、職住近接型の工業地の形成を図るとともに、低・未利用地の活用や、既存施設の高度化などを進め、機能強化を図ります。

今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業団地などの低・未利用地を活用するほか、地区計画*を活用しながら新たな工業団地の形成を図ります。

なお、南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域内に既存の工業施設が多く立地していることから、地震や津波に強い産業基盤づくりを進めるために、高台での工業団地の開発を進めます。

4) 流通業務地

流通業務施設については、高規格道路や高知港などの交通機能を活かしながら、既存の流通業務団地や弘化台、高知港など、既に施設が集積している地区、また、IC周辺などに誘導することにより、流通拠点としての機能強化を図ります。

5) 住宅地

広域拠点、地域拠点においては、低・未利用地を有効活用した土地の高度利用を促進し、住宅機能と医療・福祉・商業機能などが一体となった、生活利便性が高く、かつ、魅力ある居住環境の形成を図ることにより、まちなか居住を推進します。

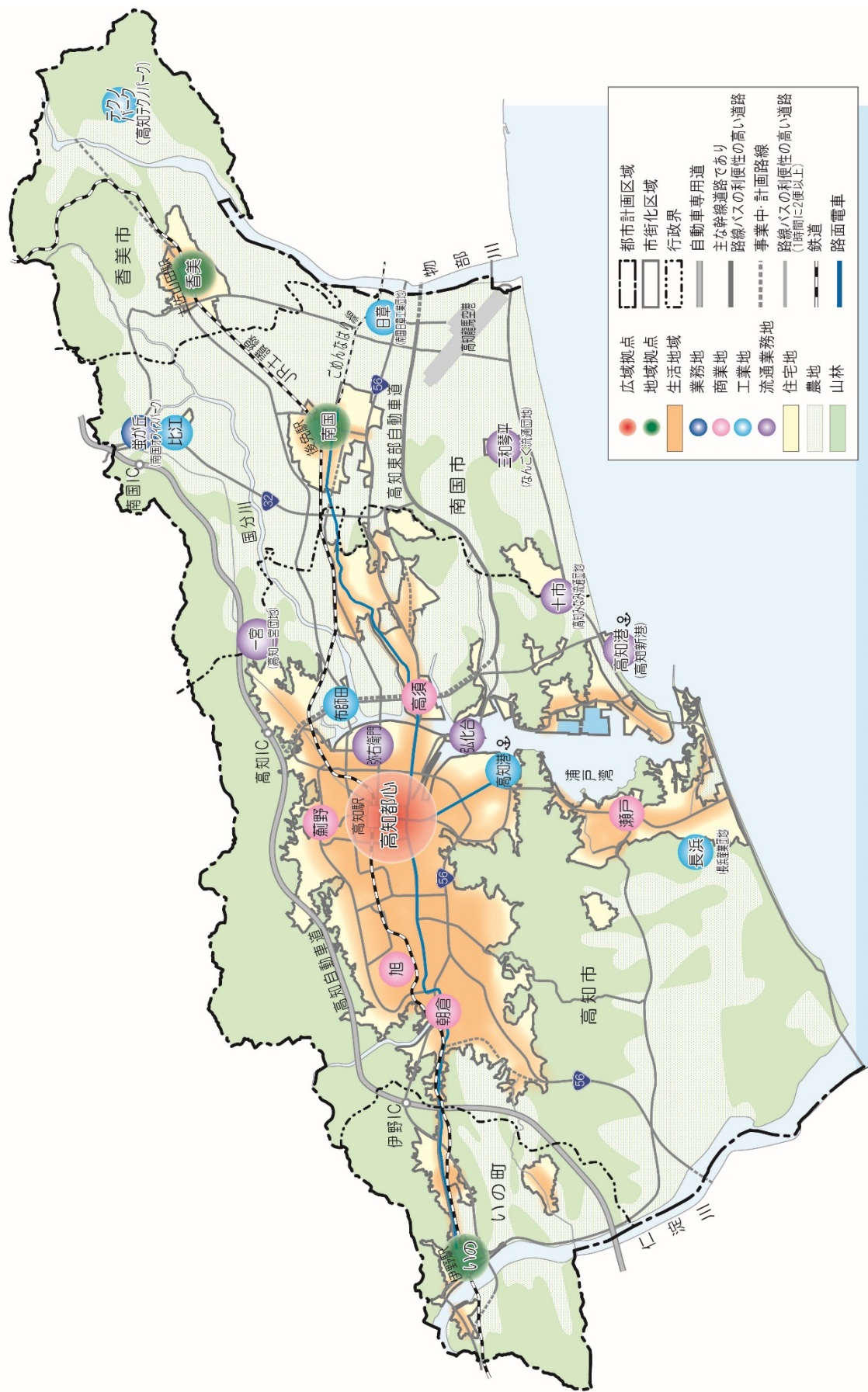
生活地域では、日常生活に必要な利便施設などの誘導、低・未利用地の有効活用や空き家の利活用と適正管理、老朽住宅の建て替え、除去などを促進し、良好な住環境の形成を図り、人口の定着を図ります。

広域拠点、地域拠点や生活地域以外の住宅地については、既存施設の有効活用や景観づくり、緑化の推進を図るなど、環境に配慮したゆとりある居住環境の形成を進めます。

一方で、低・未利用地の増加が顕著な住宅地については、低・未利用地の緑地や農地への利用の転換など、自然と共生した環境の形成に努めます。

なお、南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域内に立地する住宅については、高台（内陸部）への移転や現地での高層化なども含め、そのあり方について検討を行います。

【土地利用の方針図】



(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成とおおむねの区域を次のように定めます。

広域拠点および地域拠点については、業務・商業・住宅機能などが一体となって高度利用を図るべき地域として、建築物の中高層化など、土地の高・中密度利用を図ります。

生活地域については、地域に必要な商業・業務機能などを配置し、住宅機能を主体とした土地の中・低密度利用を図ります。

広域拠点、地域拠点および生活地域以外については、低密度利用を図る地域とします。

	高・中密度利用を図る地域		低密度利用を図る地域
業務地	広域拠点	高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺	南国市蛸が丘(南国オフィスパーク)
	地域拠点	南国市、香美市、いの町の中心部	
商業地	広域拠点	高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺	広域拠点・地域拠点の周辺部 高知市高須、朝倉、旭、瀬戸、薊野
	地域拠点	南国市、香美市、いの町の中心部	
工業地	—		高知市布師田、高知港周辺、長浜(長浜産業団地)、南国市比江、日章(南国日章工業団地)、香美市テクノパーク(高知テクノパーク)
流通業務地	高知市弘化台		高知市弥右衛門、一宮(高知一宮団地)、高知港(高知新港)、南国市十市(高知みなみ流通団地)、三和琴平(なんごく流通団地)
住宅地	広域拠点・地域拠点および生活地域		左記以外の住宅地

※表中の()は地区計画の名称を示している。

(3) 市街地の土地利用の方針

1) 土地の高度利用に関する方針

広域拠点である高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域、地域拠点である南国市、香美市、いの町の中心部の地域においては、市街地開発事業の導入や地区計画制度などを活用しながら、土地の高度利用や低・未利用地の有効利用を促進し、都市拠点として機能強化を図ります。

また、土地の高度利用にあたっては、業務・商業機能や医療・福祉機能と住宅機能などの複合化を進めるとともに、交通機能と連携した市街地整備を進めます。

2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

旭駅周辺地区などの都市基盤の弱い木造密集住宅地については、土地区画整理事業などによる住環境整備や、地区計画の策定、都市基盤の整備を推進し、安全で快適な生活環境の創出に努めます。

一宮地区などの住宅や工場など用途の混在が見られる住宅地については、既存工場の工業団地への移転の誘導に努めます。なお、良好な環境が保持されている地区については、職住近接地として周辺環境の整備に努めます。

また、防犯性の高い道路や公園などの普及を図り、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに努めます。

3) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の公園・緑地などについては、住民の憩いや安らぎ、コミュニティ形成の場、また災害時のオープンスペースとして確保し、整備に努めます。

市街地内の農地*については、原則として住宅地などの都市的土地利用を行います。景観や環境保全・防災機能などの多面的な機能を有し、保全が必要と思われるまとまりのある農地については、緑地空間として保全を図ります。

(4) その他の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

物部川と国分川水系に囲まれ南国市と香美市に展開している農地、高知市春野町の新川川流域に広がる農地、高知市東部やいの町八田地区など、市街化区域に近接して広がる農地については、農地集積による効率化や、都市近郊型農業への転換などを促進するため、優良な農地*として保全を図ります。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

溢水あるいは湛水のおそれのある地域、また、南海トラフ地震での津波による浸水のおそれのある地域は、原則として市街化を認めません。

‘98 高知豪雨では、丘陵地を中心に多数のがけ崩れが起こり、多大な被害が発生しました。このことから、砂防指定地*、地すべり防止区域*、急傾斜地崩壊危険区域*、土砂災害警戒区域*、土砂災害特別警戒区域*など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生のおそれのある地域については、市街化を抑制し、建築物の立地を制限するとともに、地域内に立地する家屋の移転などを含め、そのあり方について検討を行います。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

高知市北山、鷲尾山、香美市龍河洞の県立自然公園区域および、南国市といの町の北部の山林については、自然環境の保全に努めます。これらの山林については、水源かん養機能を守るためにも、自然林の保全や復元を図る必要があります。

高知市が指定する里山保全地区は、貴重な緑として保全します。

浦戸湾や土佐湾の沿岸および仁淀川、物部川、鏡川などについては、自然景観の優れた地区として保全に努めます。

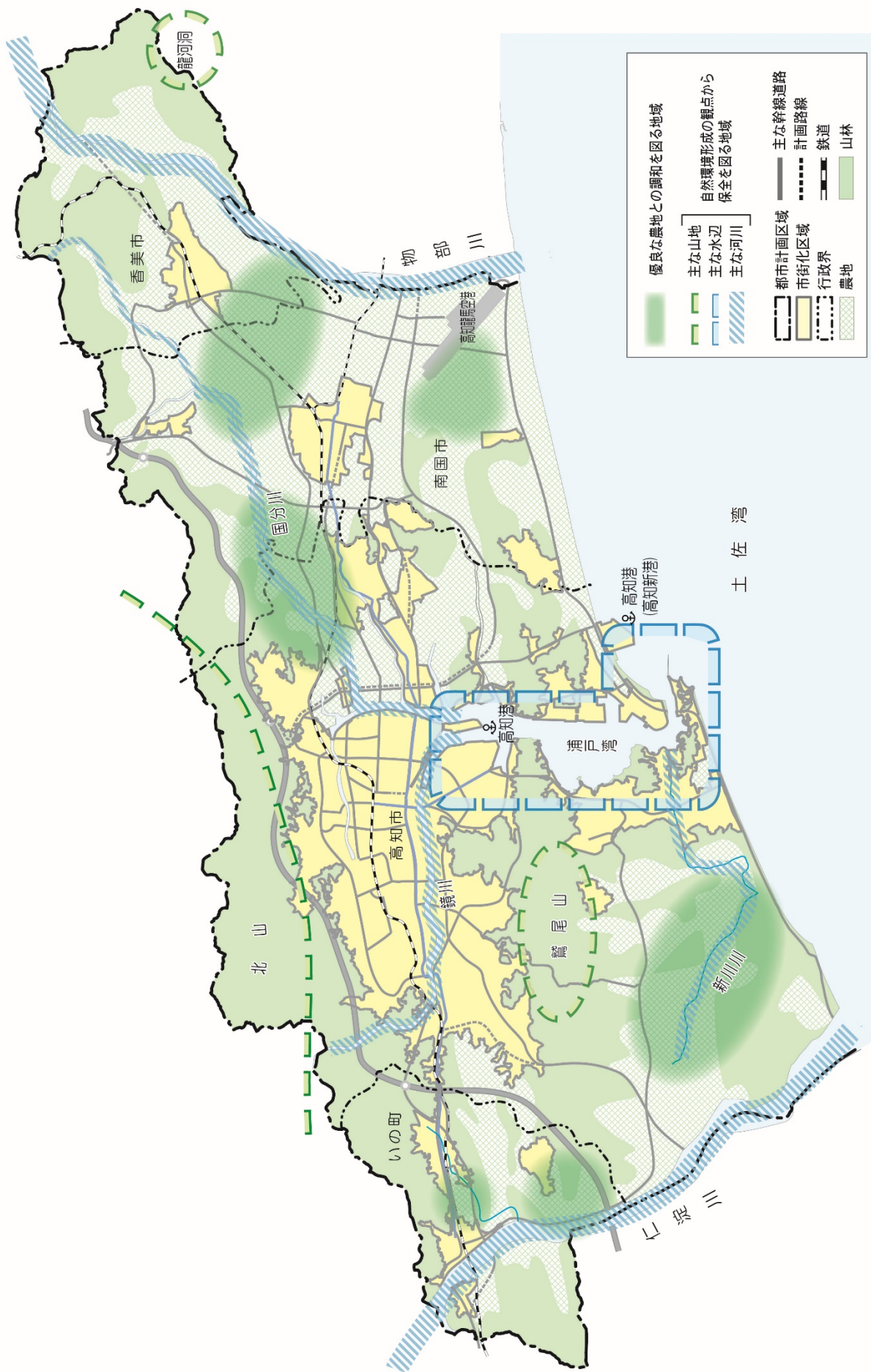
4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制し、自然豊かな環境を保全する手段として、開発許可制度の厳格な運用を図ってきました。今後も人口減少や高齢化、財政状況等に対応したコンパクトなまちづくりを進めていく手段として、引き続き開発許可制度により、土地利用の規制を行っていきます。

一方、南海トラフ地震への備えや既存コミュニティの維持、産業振興などの社会経済情勢の変化への対応も求められています。

このことから、市街化調整区域において、高台移転や移住促進、産業の活性化等を図るため、地区計画の活用や市町の実情に応じた開発許可制度の運用（市街化を促進するおそれがないと認められる範囲）を行います。

【市街化調整区域の土地利用イメージ図】



3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

すべての人が暮らしやすい、まちづくりに向けた都市基盤整備を進めます。

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

都市拠点の形成を支援する交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、人口減少や高齢化が進行する社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指します。

1) 交通体系の整備の方針

ア 円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成

- ・放射道路や環状道路で構成された道路ネットワークの形成による、交通の円滑化、都市活動の支援
- ・高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化による、広域交流、産業活動の支援
- ・道路の耐震性強化や橋梁の長寿命化対策の推進、また、適切な維持管理を実施することにより、災害時などの救援および復旧活動を安全かつ確実に行うことができる道路ネットワークの形成

イ 多極ネットワーク型都市構造を誘導する交通体系の形成

- ・都市圏の生活や都市活動を支え、都市拠点の形成や拠点間の連携に資する基幹交通軸の形成
- ・広域拠点、地域拠点および生活地域において、歩いて暮らせるまちづくりを目指し、歩行者・自転車利用者のための魅力ある交通空間の形成
- ・広域拠点、地域拠点および生活地域での交通負荷を軽減し、歩行者優先の空間を確保するため、自動車交通を適正に分散、誘導する道路の整備

ウ 公共交通の利便性向上

- ・誰もが過度に自動車に依存することなく生活できる、持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現

エ 環境にやさしい交通環境の形成

- ・低炭素社会を実現していくために、自動車を主体とした交通体系から、環境負荷の低い自転車や公共交通利用への交通行動の変容を促進

(参考) 高知広域都市計画区域および周辺地域の交通の実態

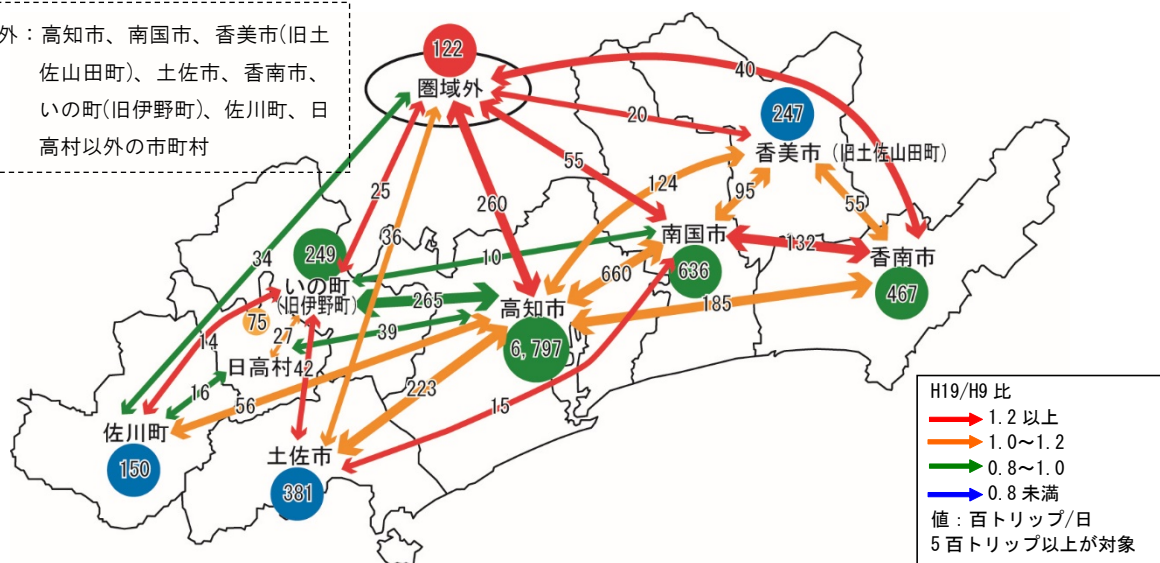
参考資料として、本区域および周辺地域の交通上の結びつきや、移動における交通手段など、交通の実態について示します。

① 高知市を中心とした流動パターン

本区域および周辺地域における市町村間の流動は、高知市を中心とした放射状の流動パターンとなっています。平成9年から平成19年の変化では、市町村間の流動は増加していますが、市町村内の流動が減少しており、流動が広域化している傾向にあります。

■ 市町村間の流動パターン（平成19年:平日）

※圏域外：高知市、南国市、香美市(旧土佐山田町)、土佐市、香南市、いの町(旧伊野町)、佐川町、日高村以外の市町村



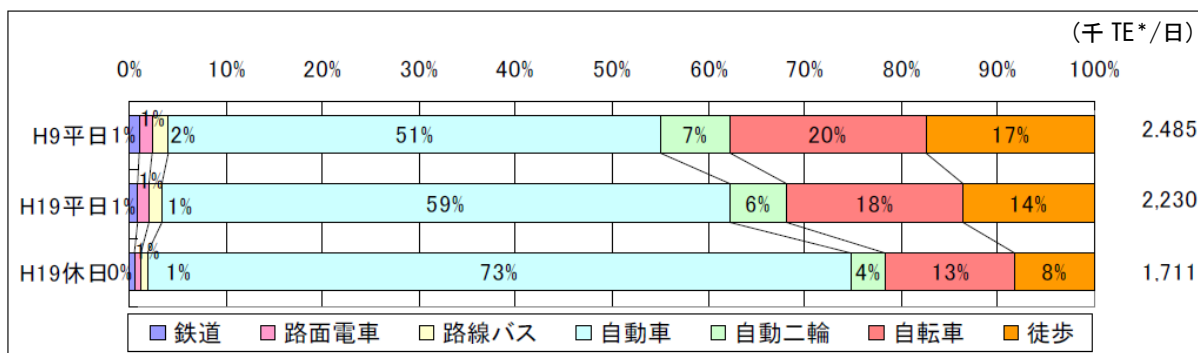
出典：高知都市圏の交通計画マスタープラン（H22.10）

※平成19年以降、パーソントリップ調査*は実施されていない

② 自動車利用が依然増加

本区域および周辺地域に、平日に発生集中するトリップの59%が自動車利用（代表交通手段）となっており、平成9年から19年にかけて8ポイント増加しています。また、休日の自動車分担率はさらに高く、73%となっています。

■ 交通手段構成



出典：高知都市圏の交通計画マスタープラン（H22.10）

2) 主要な施設の配置の方針

ア 道路

広域交通体系を形成する浦戸東部道路および南国安芸線の整備を推進するとともに、交通結節点へのアクセス性を高めるための道路、また、災害時の救援・復旧・復興に資する道路の整備を進めます。

都市間や拠点間における連携や移動を支援する、高知山田線や高知南国線、曙町波川線などの幹線道路の整備、市街地における渋滞緩和、歩行者・自転車空間の形成に向けて、道路交通を適正に分散、誘導する道路の整備を進めます。

一方、長期未着手路線については、高知都市圏の交通計画マスタープラン（平成22年10月策定）に基づき、都市計画道路の見直しを検討します。



都市計画道路の整備（はりまや町一宮線）

■ 市町別の都市計画道路の計画延長と供用延長

	都市計画区域			市街化区域		
	計画(km)	供用(km)	整備率	計画(km)	供用(km)	整備率
高知市	201.7	168.3	83.4%	160.1	135.6	84.7%
南国市	54.3	41.0	75.5%	15.7	11.6	73.9%
香美市	16.3	11.1	68.1%	10.2	8.1	79.4%
いの町	13.3	8.4	63.2%	7.2	3.6	50.0%
高知広域	285.6	228.8	80.1%	193.2	158.9	82.2%

出典：平成28年度都市計画現況調査(平成29年3月現在)

イ 鉄道

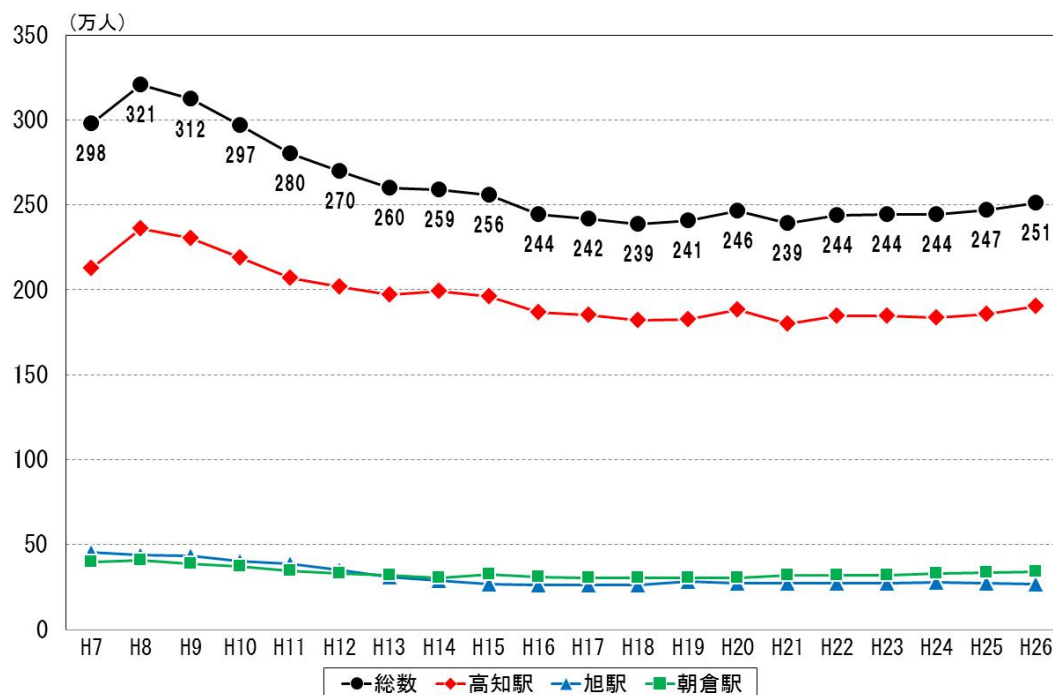
J R土讃線の連続立体交差化や都市基盤整備が実施された高知駅周辺については、広域拠点の主要交通結節点としてターミナル機能の強化を図ります。

県西部の宿毛市と香川県高松市を結ぶJ R土讃線および土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、南国市と県東部の奈半利町を結ぶ土佐くろしお鉄道・ごめんなはり線は、広域交通機関として重要な役割を果たしています。今後は、通勤や通学をはじめ日常生活における重要な移動手段として、さらに役割強化を進めます。



J R高知駅

■ J R高知駅、旭駅および朝倉駅における利用者数の推移

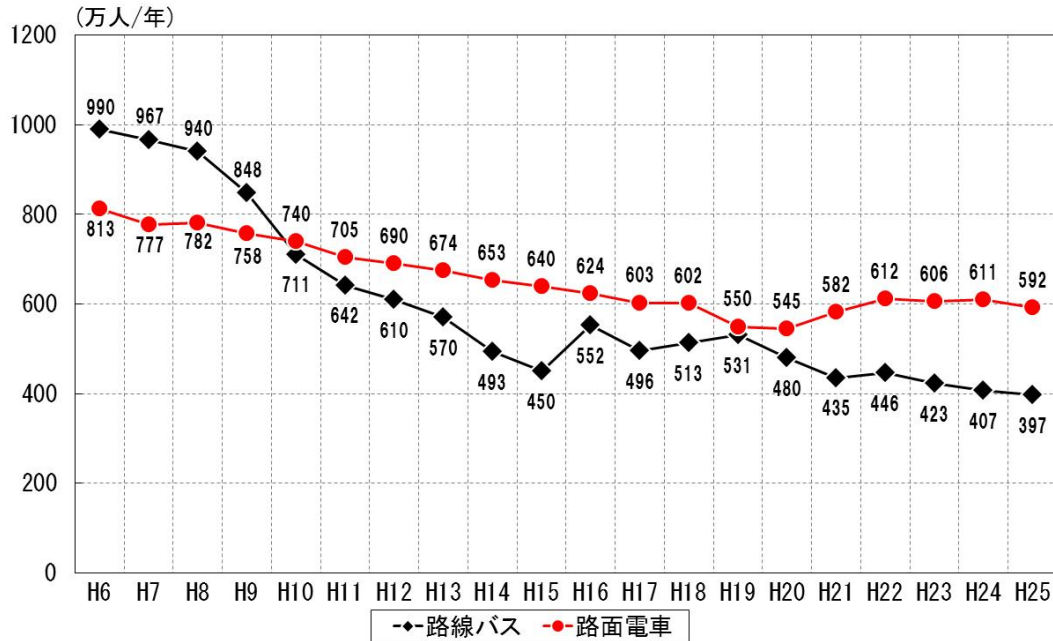


出典：高知市統計書（四国旅客鉄道(株)高知企画部）

ウ 路面電車および路線バス

広域拠点や地域拠点の拠点間、生活地域内、また周辺的生活地区などを結ぶ重要な移動手段、低炭素社会に寄与する環境負荷の低い移動手段として、持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向け、乗り換えポイントの結節機能向上などの施策の実施による利用環境の充実を図り、公共交通の利用を促進します。

■ 路面電車および路線バスの利用者数の推移



出典：高知市統計書(土佐電気鉄道(株)、高知県交通(株)、土佐電ドリームサービス(株))

エ 駐車場および駐輪場

公共交通の利用を促進していくために、電停や主要なバス停などの交通結節点において、パーク・アンド・ライド*やサイクル・アンド・ライド*の利用を促進するため、駐車場や駐輪場の設置などの環境整備を図ります。

快適な歩行者空間を確保するため、放置自転車対策に取り組み、自転車利用者のモラル向上の啓発や駐輪場の整備、既存の駐輪場の利用促進を図ります。

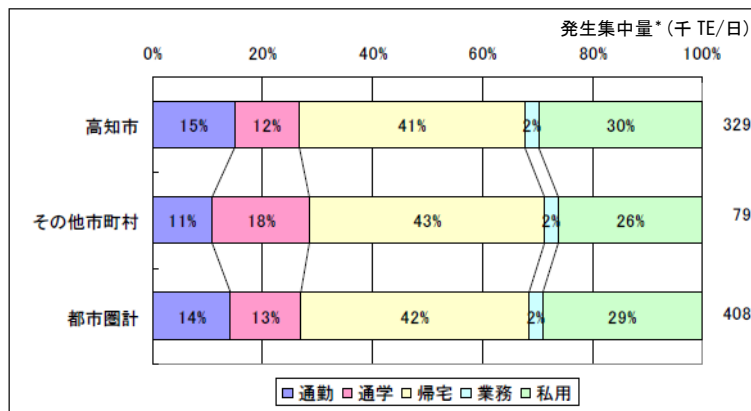


パーク・アンド・ライド駐車場

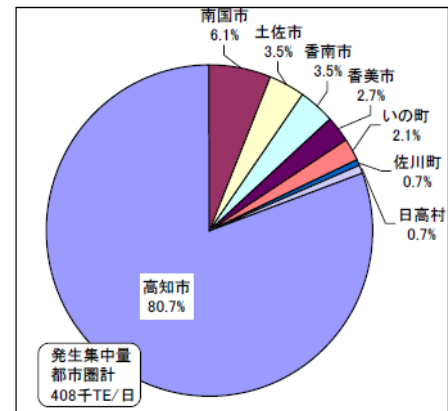


バス待合所

■ 自転車利用者の目的構成



■ 自転車利用者の市町村構成



出典：高知都市圏の交通計画マスタープラン（H22.10）

オ 港湾

高知港は、本県の港湾物流の中心として発展することが期待されていますが、浦戸湾周辺は自然景観にも優れていることから、周辺環境と調和した港湾整備を進めます。また、災害時における復旧・復興拠点としての機能を維持するための整備などを促進します。

高知港（高知新港）は、国内外の貿易を推進する拠点港として、一層の整備促進を図るとともに、航路誘致や客船誘致などによる物流・交流の拡大に努めます。



高知港(高知新港)

カ 空港

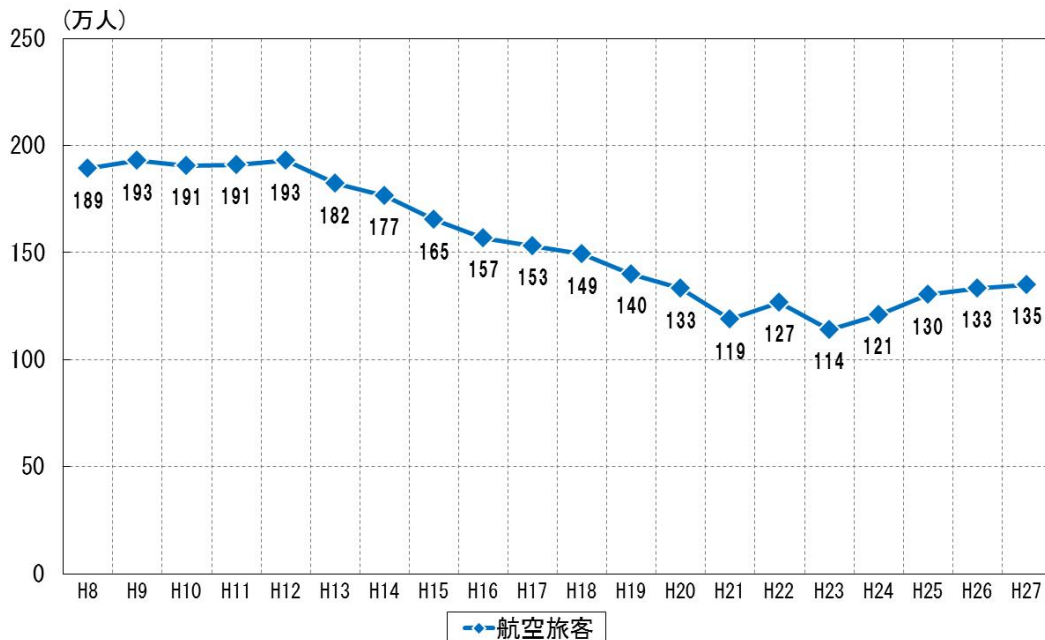
航空機就航時の安全性や定時性、災害時の輸送拠点としての機能を維持するための整備などを促進します。

広域的な移動手段の確保や地域振興・観光振興を図るために、既存路線の確保と利用促進や国内外からのチャーター便の乗り入れの推進などを図ります。



高知龍馬空港

■旅客数の推移



出典：高知県統計書（大阪航空局高知空港事務所）

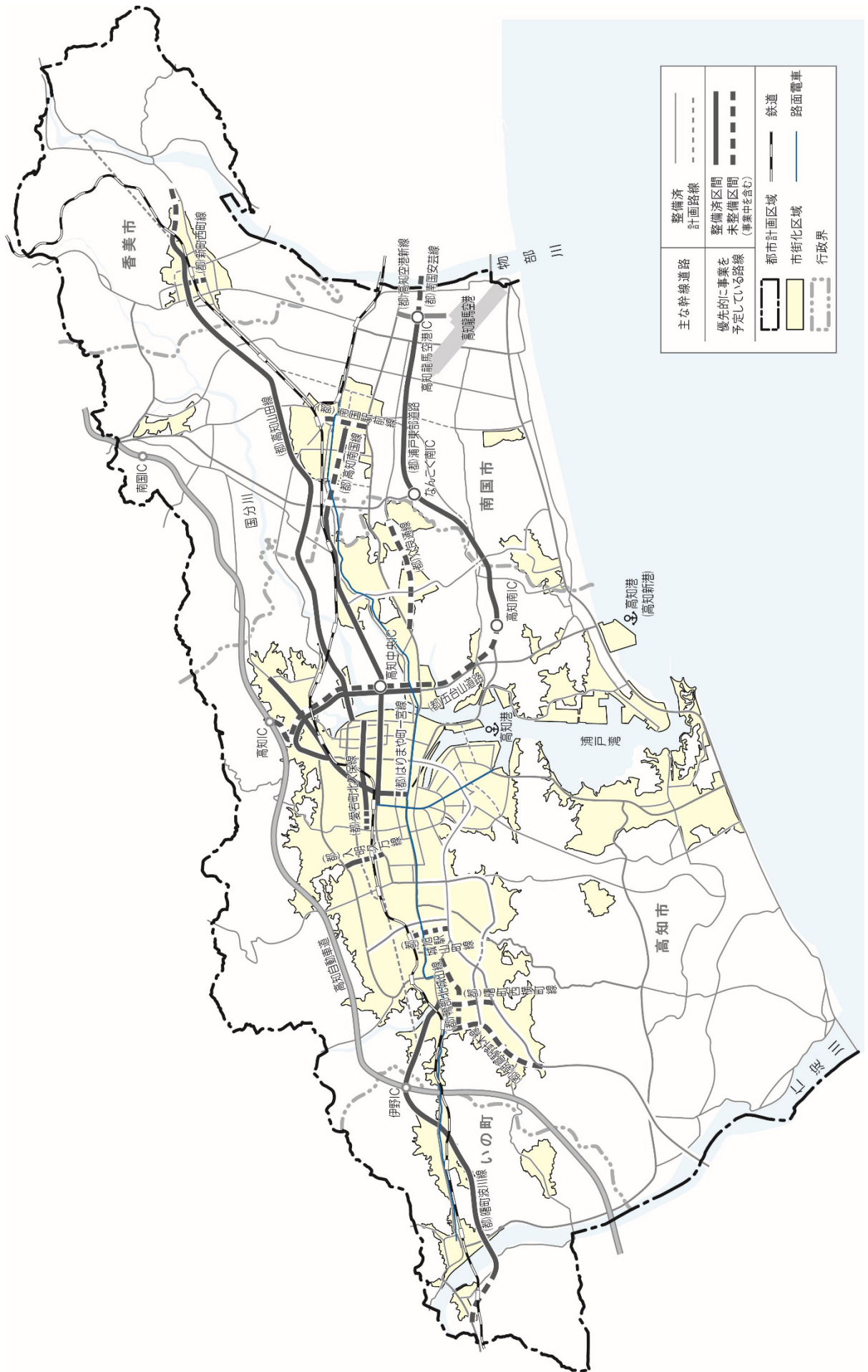
3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に優先的に整備することを予定している施設は、次のとおりです。

種別	施設名称	整備予定	備考（国道、県道名など）
道 路	浦戸東部道路	A	国道 55 号（高知南国道路）
	南国安芸線	A	国道 55 号（南国安芸道路）
	曙町波川線	A	国道 33 号（高知西バイパス）
	高知南国線	A	県道高知南国線（篠原工区）
	高知南国線	A	県道高知南国線（第 2 工区）（第 3 工区）
	はりまや町一宮線	A	県道後免中島高知線、県道北本町領石線
	高知山田線	A	国道 195 号
	入明久万線	B	
	旭駅城山町線	B	県道旭停車場線
	朝倉駅針木線（南工区）	A	県道高知土佐線
	朝倉駅針木線（北工区）	B	県道高知土佐線
	曙町西横町線	A	
	鴨部北城山線	A	
	愛宕町北久保線	A	
	介良通線	A	県道田村高須線
	南国駅前線	A	
	新町西町線	A	
	高知駅秦南町線	A	
鴨部物部線	B	国道 33 号	
港 湾	高知港	A	

（A：現在施工中、B：10 年以内に着工予定）

【交通体系の方針図】



(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

本区域における下水道は、公共下水道*と流域下水道*など、地域の実情に応じた整備を行い、生活環境の向上や河川などの水質保全に努めます。

また、'98 高知豪雨では多大な浸水被害が発生しましたが、近年は局地的な集中豪雨が頻発していることに加え、南海トラフ地震では津波による浸水被害が想定されていることから、河川改修や内水排除、下水道施設の耐震化などへの対応を促進します。

■ 下水道の整備状況

	排水区域			処理区域		
	計画 (ha)	供用 (ha)	整備率	計画 (ha)	供用 (ha)	整備率
高知市	4,907	3,853	78.5%	5,030	2,854	56.7%
南国市	411	84	20.4%	949	255	26.9%
香美市	317	231	72.9%	317	231	72.9%
いの町	259	116	44.8%	263	111	42.2%
高知広域	5,894	4,284	72.7%	6,559	3,451	52.6%

出典：平成 28 年度都市計画現況調査(平成 29 年 3 月現在)

1) 下水道および河川の整備の方針

ア 下水道

今後、人口減少が進行することを踏まえ、市街化区域においては、市街化の動向や見通しを踏まえて調整・整合を図りながら、公共下水道未整備地域への早期普及に向けた効率的な整備を進めます。また、市街化区域の一部と市街化調整区域では、浄化槽整備事業を導入し、生活環境の向上と河川の水質保全に努めます。

浸水被害が想定される地域については、河川改修などとの調整を図り、公共下水道や都市下水路*事業などの整備を進め、浸水被害の低減に努めます。

また、南海トラフ地震による揺れや津波に備え、下水道施設の耐震化や防水化、既に策定済みである下水道の事業継続計画（BCP）*の更新などを推進します。

今後は整備費用に加え、維持管理費用の増加も見込まれることから、適切な維持管理と効率化を進めるなど、コスト縮減を図ります。

イ 河川

本区域には物部川、仁淀川、宇治川、鏡川、国分川、久万川、紅水川、舟入川、神田川、新川川、下田川および介良川などの都市河川*があり、それぞれの河川の流域における下水道整備との調整を図りながら、河川整備を進めます。

また、津波などに対して、河川堤防の耐震化を推進します。

なお、河川整備にあたっては、「治水」「利水」「親水」「生物の多様性」「暮らしと文化・景観」の視点から、地域の暮らしや生態系、河川環境や景観などに配慮した「多自然川づくり*」を推進します。

2) 整備水準の目標

ア 流域下水道・公共下水道・合併浄化槽*

目標年次	平成 27 年 (基準年)	平成 37 年 (目標年)
処理人口 (人)	359,419	366,199
普及率 (%)	83.1	90.4

出典：平成 27 年は高知県汚水処理人口普及状況（公園下水道課）による実績値。平成 37 年の値は、高知県全県域生活排水処理構想 2011 における平成 42 年の目標値および平成 27 年の実績値を用いて直線補完により算出。

イ 河川

市街地形成に対応した河川改修は概ね完了したことから、津波などに対する河川堤防の耐震化を推進します。

3) 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

高知市、南国市および香美市を処理区とする浦戸湾東部流域下水道は、市街化の動向を踏まえながら、効率的な整備を推進します。

市街化区域では公共下水道や浄化槽整備事業、市街化調整区域では浄化槽整備事業等により、地域の実情に適した整備を進めます。

イ 河川

市街化区域内の河川は、河川整備計画や下水道整備計画との整合を図りながら、重点的に整備を行います。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に優先的に整備することを予定している施設は、次のとおりです。

ア 下水道

種 別	施設名称	整備予定
流域下水道	浦戸湾東部流域下水道	A
公共下水道	高知市公共下水道	A
	南国市公共下水道	A
	香美市公共下水道	A
	いの町公共下水道	A

(A：現在施工中)

イ 河川

種 別	施設名称	整備予定
河川	宇治川	A
	天神ヶ谷川	A
	奥田川	A
	新川川	A
	鏡川	A
	神田川	A
	国分川	A
	舟入川	A
	久万川	A
	志奈祢川	A
	紅水川	B
	江ノ口川	A
	下田川	A
	介良川	A
本江田川	A	

(A : 現在施工中、B : 10年以内に着工予定)

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の向上を図るため、長期的展望に立ちながら公共施設について整備を図ります。

1) 主要な施設の配置の方針

ア 汚物処理場

下水道の処理区域外および下水道処理区域内であっても、下水道が整備されるまでの期間は汚物処理場が必要であり、し尿処理場で処理します。

イ 廃棄物処理施設

各家庭でごみの分別を徹底し、排出ごみの縮減に努めます。

製造過程で発生する廃棄物は、可能な限りリサイクルを行い、廃棄物の発生を抑制します。

ごみ処理場などの廃棄物処理施設の設置については、関係住民への説明責任を果たし、合意形成を図ります。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

よりよい住環境の形成に向けて、地域の実情を踏まえながら、適切な取り組みを進めます。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

土地区画整理事業などにより良好な市街地を形成している地域については、まちの緑化などを推進し、よりよい住環境の形成に努めます。

木造密集住宅地などの都市基盤が弱い地域では、市街地開発事業の実施や建築物の不燃化・難燃化、空き家の適切な管理や利活用、老朽建築物の建て替え促進、区画道路の整備や公園・緑地の確保など、優先的に住環境の改善を進め、住宅密集地の解消に努めます。

広域拠点および地域拠点の商業集積地や業務機能の集積が高い地域については、土地の高度利用を図るとともに、シンボルロード整備や周辺景観に配慮するなど、都市景観の形成・向上に努めます。

市街地内にある低・未利用地については、面的整備などにより土地の有効活用を図ります。



土地区画整理事業の実施事例（高知市潮江西部地区）

2) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に優先的に整備することを予定している地区は、次のとおりです。

種 別	事業名称		整備予定
土地区画整理事業	高知市	下島地区	A
	高知市	中須賀地区	A
	南国市	篠原地区	A

(A：現在施工中)

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本区域を取り巻く、豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった良好な都市環境を形成します。

1) 自然環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、南に太平洋、北に四国山地、東に物部川、そして西に仁淀川と自然に囲まれ、中央部には桂浜や浦戸湾、鷲尾山などの優れた自然景観があります。

これらの豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となって良好な都市環境を形成していくために、自然環境の保全を図ります。

また、防災上支障のない限り、河川などにおける緑化の保全、活用を図ります。

2) 緑地の確保

都市のヒートアイランド現象の緩和や、温室効果ガスの削減への寄与、生物多様性の保全など、緑地の持つ諸機能を有機的に発揮させながら、本区域の独自性を活かした個性的なまちづくりを目指します。

緑地の保全やまちの緑化については、公共施設から民有地にいたる緑を幅広くとらえたいうで、緑の現状や住民の緑に対する多様なニーズを踏まえ推進します。

緑地については、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の4つの系統に分類することによって、住民が緑地を身近に感じ、関心を高められるように配置します。

行政と地域の住民との協働による、公園や緑地の管理・運営などを進めます。また、身近な緑として利用しやすく、より地域に密着した遊び場、憩いの場となるような、住民と一体となった公園づくりを進めます。

3) 主要な緑地の配置および整備の方針

ア 環境保全系統

本区域は、四国山地に連なる北山や鷲尾山などの県立自然公園と、仁淀川・物部川および太平洋・浦戸湾からなる水と緑の環境軸で囲まれています。

これらは、都市の重要な緑地として保全するとともに、横浜地区などの丘陵地や五台山などの樹林地および鏡川・国分川などについても、貴重な自然として保全を図ります。

また、本区域に広がっている農地については、身近にある緑の空間として保全します。公園や河川以外にも、ビルの屋上や路面電車の軌道敷などについて緑化を推進し、都市緑化の形成を図ります。



鏡川緑地

イ レクリエーション系統

都市公園*については、住民ニーズなどを踏まえて整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理に努めます。

地域住民に最も身近な街区公園*については、住民が容易に利用でき、コミュニティ形成の場とすることができるように配置します。近隣公園*や地区公園*については、都市に潤いを与えるオープンスペースとして整備を進めます。

高知市の筆山総合公園*と春野総合運動公園などは、将来のレクリエーションニーズを考慮しながら、整備や適正な維持管理を進めます。

桂浜公園などの特殊公園*については、土佐の歴史や文化、風致などを活かしながら、保全・整備を進めます。

ウ 防災系統

都市のオープンスペースである都市公園については、地域防災計画などとの整合を図りながら、災害時における延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保や強化を図るとともに、臨時ヘリポートや耐震性貯水槽など防災機能を有する公園の整備を進めます。

市街地内や近郊に残る農地については、保水・遊水機能、またオープンスペースとしての防災機能を有する緑地として保全を図ります。また、住宅周りの生け垣や街路樹などは、延焼防止機能を有する緑として、避難時の安全性を高めることから、保全・形成に努めます。

エ 景観構成系統

都市に安らぎを与える「緑のネットワーク」は、北山や鷲尾山、五台山などの骨格的な緑と、市街地に広く点在する鎮守の森や高知城の樹林が一体となって、都市の景観に重要な役割を果たしています。

都市にうるおいを与える「水のネットワーク」としては、太平洋・浦戸湾の海岸線や、物部川・仁淀川・鏡川などの水辺空間が、重要な役割を果たしています。

これらの自然環境を保全しながら、「水と緑のネットワーク」の整備を進めます。

さらに、屋外広告物の規制や風致地区などの検討を行いながら、都市景観の形成・向上を図ります。

4) 公園・緑地の整備又は保全を実現するための具体の都市計画制度の方針

種 別		方 針
公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的として配置する。
	総合公園	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
	運動公園	原則として、一の市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できる位置に配置する。
	特殊公園	<ul style="list-style-type: none"> ・風致公園については、良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する。 ・動物公園・植物公園については、気象、地形、植生などの自然的条件が当該公園の立地に適した土地を選定して配置する。 ・歴史公園については、遺跡、庭園、建築物などの文化的遺産の存する土地もしくはその復元、展示などに適した土地または歴史的意義を有する土地を選択して配置する。
緑地		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上および緑道の用に供することを目的とし、土地利用の現況・特性などを総合的に勘案し、配置する。

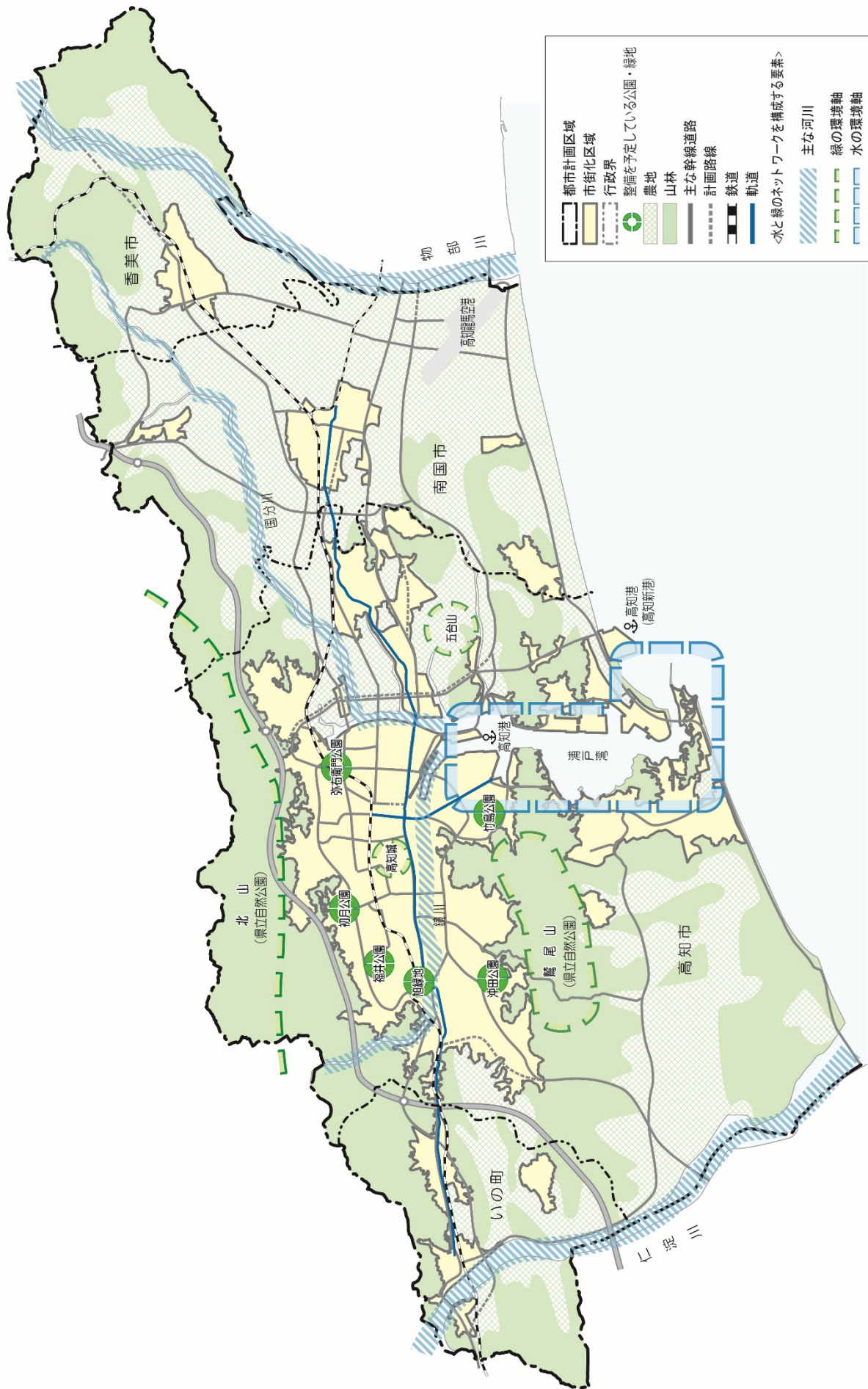
5) 主要な緑地の確保目標

おおむね 10 年以内に優先的に整備することを予定している公園および緑地は、次のとおりです。

種 別	施設名称	整備予定
近隣公園	竹島公園	A
	福井公園	B
	初月公園	A
	沖田公園	A
	弥右衛門公園	A
都市緑地	旭緑地	A

(A：現在施工中、B：10年以内に着工予定)

【主要な緑地の配置方針図】



3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針

県では、南海トラフ地震等による大震災発生後、迅速に都市計画区域における都市基盤の復興を図るため、平成27年に「高知県震災復興都市計画指針」を策定し、「命を守る」対策として最優先で取り組んでいる避難路・避難場所などの津波避難空間の整備に加え、助かった「命をつなぐ」ための応急期の対策に取り組んでいます。

これを踏まえ、台風や局地的な集中豪雨、南海トラフ地震などの自然災害に対する備えを強化し、安全・安心なまちづくりを進めます。

1) 都市防災の現状、整備又は保全の必要性

本区域は降雨量が多く、急峻な地形を有する地域では、土砂災害発生の危険性を抱えています。

また、東に物部川、西に仁淀川、中央には鏡川や国分川などが流れており、台風や局地的な集中豪雨による水害が発生しています。

さらに、南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生することが予測されており、地震発生時には、家屋の倒壊や津波の被害、自然斜面や法面（のりめん）の崩壊、液状化などのおそれがあります。

また、高知市ではゼロメートル地帯が多く、津波の被害のほか、地震時の地盤沈降による長期的な浸水により都市機能が停止するおそれがあることから、都市機能を維持するための対策が進められています。

都市基盤がぜい弱な木造密集住宅地などでは、火災発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、地震火災被害についても対策を講ずる必要があります。

2) 主要な都市防災の整備の方針

都市防災については、関係機関が連携し防災対策を強化します。

特に南海トラフ地震に備えるために、防災・減災に向けた「事前」と、地震発生後の速やかな「応急」「復旧」「復興」の各段階に対する備えの強化と、迅速に行動するための計画・体制づくりが必要です。

そのため、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強や、人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するとともに、津波による浸水予測や土砂災害を考慮した宅地化の抑制や安全な地域への誘導などを行います。また、避難路や避難場所の周知など誰もが安全に避難することができる体制づくりや避難計画の策定などのソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に防災機能の強化に取り組めます。

■ 総合的な対策

- ・災害時の避難路や避難地、防災拠点、緊急輸送道路の確保・機能強化を図るために、都市公園や道路の整備を進め、防災ネットワークを形成
- ・住民に、生活空間の危険性を確認してもらうとともに、緊急時には迅速に避難ができるように防災マップや洪水ハザードマップなどにより、様々な情報提供を実施
- ・災害時における行政サービスや民間の企業活動の継続、早期事業活動再開に向けて、事業継続計画（BCP）の策定を推進
- ・地域コミュニティの形成を通じた「自助」「共助」の強化の支援による防災意識の向上

■ 地震・火災対策

- ・建物の耐震診断や耐震補強への助成などについて周知を図り、耐震化を推進するとともに、建築物の不燃化・難燃化を図ることにより安全性を向上
- ・木造密集住宅地における、市街地開発事業の実施による密集地の解消
- ・道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進
- ・高知港海岸などの海岸堤防、国分川などの河川堤防の耐震化を推進
- ・被災後の市街地の応急活動・復旧・復興に向けた事前検討と体制づくりを推進
- ・南海トラフ地震による津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策を推進
- ・災害時に国や他県からの広域的な応援を速やかに、かつ、円滑に受け入れるために、防災拠点や輸送拠点、緊急輸送道路の整備や耐震化など広域受援対策を推進
- ・南海トラフ地震の津波による浸水被害を受ける可能性の高い地域の住宅を対象として高台（内陸部）への移転や現地での高層化などを検討



津波避難路



津波避難タワー

■ 土砂災害対策

- ・ 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生のおそれのある地域については、市街化の抑制や建築物の立地を制限するとともに、既存の住宅などについては移転を促進

■ 浸水被害対策

- ・ 浦戸湾における地震・津波対策として、海岸堤防の耐震化など三重防護の推進
- ・ 市街化調整区域のうち溢水や湛水など、水害の危険のある土地の区域については、開発を抑制
- ・ 河川や下水道の整備を進め、水害を防止

3-6 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針

ユニバーサルデザインに基づき、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

■ 主な対策

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人にとって安全で快適な生活環境づくりを推進
- ・高齢者や障がいのある人等が快適な生活ができるよう、住宅のバリアフリー化など居住環境の整備を推進
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進



駅構内のフラット化
(JR高知駅改札)



駅構内のフラット化
(とさでん交通高知駅前電停)

3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針

本区域が有する、歴史や文化など特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めます。

■ 主な対策

- ・ 来訪者にとって「本県を代表するまちの顔」となる高知市の中心市街地や、JR高知駅周辺においては、森林県としての豊富な資源を活用し、高知らしさを前面に出した景観形成を推進
- ・ 建物や看板などの周囲と調和したデザインへの誘導、シンボルロードの形成や周辺景観への配慮などにより、良好な都市景観を形成
- ・ 市街地の周辺に広がる美しい田園環境や自然環境と市街地が一体となった美しい都市景観を形成するために、田園環境や自然環境を保全
- ・ 都市景観の向上を図るために、市町の景観行政団体への移行及び景観計画*の策定を促進
- ・ 地域の景観を維持し、向上させていくには、地域住民が主体となって取り組むことが必要であることから、地域の景観づくりをリードしていく人材を育成

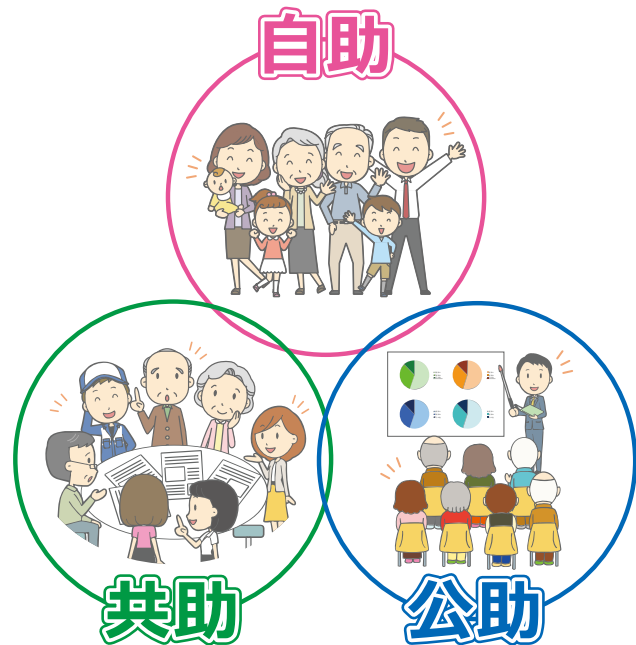


JR高知駅

4 共に助け合う協働のまちづくりに向けて

これからのまちづくりは、人口減少や高齢化、地域のつながりの希薄化などに対応していくため、行政主導の取り組みに加え、「自助」「共助」を強化し、住民が主体となって取り組むことが重要です。

そのため、まちづくりに住民の意見を反映させ、「住民」と「行政」がまちづくりについて計画の段階から共に検討していける仕組みをつくり、住民と行政、民間の事業者などの専門家、さらに、それらをつなぐまちづくりNPO*など、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりを進めます。



1) まちづくりを知る

住民主体のまちづくりを進めるには、住民が自分のまちやまちづくりについて知ることが必要であるため、積極的な情報提供を行います。

■ 主な対策

- ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集
- ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催

2) まちづくりに参加する

まちづくりへの参加者は一部の人に限られているため、多くの人が参加しやすい仕組みをつくり、まちづくりに携わる人材の育成を図ります。

■ 主な対策

- ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見（まちかどウォッチングなど）
- ・ワークショップの開催（意見集約）、まちづくりについての意見交換（タウンミーティング）
- ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募
- ・まちづくりイベントの実施
- ・行政も地域に積極的に入っていく、住民とのつながりを強め、行政も含めたコミュニティを形成
- ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成

3) まちづくりに主体的に取り組む

まちづくり協議会やまちづくりNPOなど、さまざまな形でまちづくりに参加している組織があります。住民意見をまちづくりに反映させるためには、これらの組織の活用が不可欠であり、積極的にまちづくり活動を支援します。

■ 主な対策

- ・まちづくり協議会やNPO、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携
- ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加

用語解説集

■都市計画区域マスタープラン（P1）

都道府県が、都市計画法第6条の2に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、広域的な視点からまちづくりを進めていくための方向性を示したものを「都市計画区域マスタープラン」といいます。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市施設の決定の方針を定めることになっています。

■市町村マスタープラン（P1）

市町村が、都市計画法第18条の2に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市づくりを進めていくための基本的な方向性を示したものを「市町村マスタープラン」といいます。市町村マスタープランを策定するにあたっては、市町村総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、県が策定する都市計画区域マスタープランの内容と整合を図ることが必要になります。

■都市計画区域（P1）

都市計画を総合的に進める区域全体のことをいいます。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことです。

■区域区分（線引き）（P1）

計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化を進める区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）の2つに土地利用を区分します。この区分のことを区域区分といい、一般には「線引き」ともいいます。

■都市施設（P1）

良好な都市環境を保持するための施設の総称です。

この中には

- ・道路、駐車場、駅などの交通施設
- ・公園、緑地などの公共空地
- ・水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- ・河川、水路など
- ・学校・図書館などの教育文化施設
- ・病院・保育所など
- ・市場・と畜場・火葬場
- ・住宅団地
- ・官公庁施設
- ・流通業務団地
- ・防災施設

などが含まれます。

■市街地開発事業（P1）

都市内で低層の木造住宅が密集するなど、健全な土地利用が行われていない場合、耐火による建物の中高層化や、公園などの公共施設を含んだ整備を行い、良好な市街地を形成する事業のことをいいます。

■中心市街地（P3）

都市の中心部にあって、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいいます。

■（都市運営）コスト（P4）

公共施設（道路・下水道などのインフラ）に係わる維持管理費、更新費、新規整備などの費用や、ゴミ処理、学校・保育所、警察・消防の行政サービスに係る費用など、都市を運営していくために必要となるコストをいいます。

■低・未利用地（P4）

「低・未利用地」とは、市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいいます。低・未利用地は、地域の活性化や地域のまちづくりのため、その有効活用のあり方が求められています。

■生物多様性地域戦略（P6）

生物多様性基本法に基づき、地方公共団体が策定する生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画です。高知県では、平成 26 年 3 月に「ふるさとのいのちをつなぐ こうちプランー生物多様性こうち戦略」を策定しています。

■防災公園（P6）

大規模震災などが発生すると、公園が避難地として利用されます。この公園について、さらに延焼防火帯や、貯水槽を設けるなど防災機能を高めた公園を防災公園といいます。

■ユニバーサルデザイン（Universal Design）（P7）

従来バリアフリーという言葉が知られていましたが、バリアフリーが、特定の人のための対策であったのに対し、ユニバーサルデザインは、すべての人が同じ条件で利用できるように計画することを意味しています。

例えば、建物の段差に対して、「障がいのある人のために」部分的にスロープをつける（バリアフリー）と、そのスロープは障がいのある人だけが使うことになってしまう可能性があります。最初から全体をスロープ構造としておけばすべての人たちが使う（ユニバーサルデザイン）ことになり、分けへだてなく誰でも施設利用できる環境が整うこととなります。

■開発（行為）（P8）

開発（行為）とは、主として建築物を建築するために、土地の区画形質の変更を行うことをいいます。例えば敷地に盛土などの造成を行うこと、造成済みの土地を分割して道路を造ることなども含まれます。

■市街化区域・市街化調整区域（P11）

既に市街地になっている区域やおおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」といい、市街化を抑制する区域を「市街化調整区域」といいます。

■人口と産業の見通し（将来フレーム）（P14）

市町村マスタープランや都市計画区域マスタープランで示した都市の姿の実現に向けて取り組みを進める目標年を目標年次といい、目標年次において想定する都市の規模のことを将来フレームといいます。人口であれば人口フレーム、産業であれば産業フレームといいます。

■地区計画（P19）

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像や実現に向けた方針を設定し、まちづくりを進めていく手法です。地区計画で定めた「目標」「方針」に従って、道路・公園などの「地区施設」や「建築物等に関する事項」などまちづくりの具体的な内容を「地区整備計画」で定めます。

■市街地内の農地（P22）

市街化区域については、宅地などの土地利用が進むべき区域ですが、この区域にも農地が残っているところがたくさんみられます。このような農地は、市街化区域の主旨からすれば道路や下水道などの都市基盤整備を行い、都市化を進めるべきですが、今後は大きな人口増加が望めないこと、また農地は都市の中の貴重な緑、環境保全・防災などの多面的な機能を有していることから、必要な農地については保全を図ることになります。

■優良な農地（P22）

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいいます。

■砂防指定地（P23）

砂防法第2条に基づき指定された区域のことです。土砂の流出などを防止するため、砂防設備を要する土地や支障のある行為を防止する観点から、一定の行為を禁止、制限する土地のことです。

■地すべり防止区域（P23）

地すべり等防止法第3条に基づき指定された区域のことです。地すべりしている区域または地すべりをするおそれの極めて大きい区域およびこれに隣接する土地のうち地すべりを助長、誘発するおそれのある区域のことで、一定の行為が行われることを制限しています。

■急傾斜地崩壊危険区域（P23）

急傾斜地法第3条に基づき指定された区域のことです。崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる土地や、これに隣接する土地のうち当該急傾斜地の崩壊が助長、誘発されるおそれのある区域のことで、一定の行為が行われることを制限しています。

■土砂災害警戒区域（P23）

土砂災害防止法第7条に基づき指定された区域のことです。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険箇所の周知、土砂災害を防止するために警戒避難体制の整備が行われます。

■土砂災害特別警戒区域（P23）

土砂災害防止法第9条に基づき指定された区域のことです。土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

■パーソントリップ（Person Trip）調査（P26）

人が出発点から目的地まで、どんな目的でどんな交通手段を使ったか、を把握するための調査のことです。交通量の大きさを表す指標が得られ、これにより乗り換えなど交通手段の分担関係についての検討が可能となります。

高知県では、昭和55年と、平成9年、平成19年の3回調査を行っています。

■発生集中量（P30）

パーソントリップ調査にて集計する項目の一つで、ある地域から出発した移動量（トリップ数：発生量）と、その地域に到着した移動量（トリップ数：集中量）の合計をその地域の発生集中量といい、単位はトリップエンドといいます。

■パーク・アンド・ライド（Park & Ride）（P30）

（パークアンドバスライド（Park & Bus-Ride）、パークアンドサイクルライド（Park & Cycle-Ride））

交通渋滞の解決には、様々な取り組みが必要ですが、パーク・アンド・ライド（P&R）は、そのための対策のひとつです。都心部への流入を緩和するために、自動車を都市郊外の駐車場に止め、鉄道に乗り換え、都心での車の使用を控えることで交通量を減らそうというものです。鉄道の少ないアメリカでは、代替交通としてバスが利用されており、これがパーク・アンド・バスライド（P&BR）です。また、バスの代わりに自転車を利用したものをパーク・アンド・サイクルライド（P&CR）といい、日本では主に観光地での取り組みが検討されています。

■サイクル・アンド・ライド（Cycle&Ride）（P30）

まちなかへの自動車の流入を抑制して、バス・鉄道の利用を促進するために、自転車でバス停や駅まで来てバス・鉄道に乗り換えるシステムです。目的地や家がバス停や駅から遠い人でも、バス停や駅まで自転車で来て、バス・鉄道を利用することができます。

■公共下水道（P34）

主として、市街地における家庭や工場からの排水を処理することを目的として整備されるもので、該当する市町村が整備や管理をします。

■流域下水道（P34）

2つ以上の市町村にまたがって整備される下水道のことをいいます。

1つの市町村が単独で整備するよりも、2つ以上の市町村で協力して整備する方が効率的である場合などに実施されます。

■都市下水路（P34）

主として雨水の防除を目的として整備される下水道施設です。

■事業継続計画（BCP）（P34）

大規模な災害・事故・システム障害が発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画をいいます。事前に業務の優先度を確定し、バックアップシステムの整備や災害に対応する人員の確保など、対応策を立てておくことで、被害やサービスの受け手への影響を最小限にとどめることができます。

■都市河川（P34）

市街化区域に係る河川や大規模開発に関連する河川をいいます。

■多自然川づくり（P34）

河川全体の自然の営みを視野に入れながら、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことをいいます。

■合併浄化槽（P35）

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のことをいいます。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

■都市公園の種類（P40）

公園は、法律上いろいろな種類のものに分けられます。このうち、都市公園法で定められた都市公園では、公園の規模によって、さらにいくつかに分類されています。街区公園や、近隣公園もそのうちのひとつです。

□街区公園

もっぱら周辺に居住する者のためにつくられる公園です。散歩や、子ども達の日常の遊びなど、最も地域に密着した公園といえます。以前は児童公園という呼び名でしたが、平成12年より名称が変更されました。

□近隣公園

街区公園よりも、もう少し規模が大きく、町内での利用者を想定した公園です。

□地区公園

近隣区域よりももう少し規模が大きく、徒歩圏内での利用者を想定したもので、公園面積は4ヘクタールを目安としています。

徒歩圏内は、おおよそ小学校区の4校区分に相当します。

□総合公園

都市住民全体の休息、観賞、散歩などを目的とした公園で、公園面積は、10～50ヘクタールを目安としています。

□特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林などを総称した公園です。

■景観行政団体（P47）

景観行政団体とは、景観法により定義される景観行政を行う行政機構をいいます。都道府県のほか、政令指定都市、中核市が基本的にその役割を負うこととなります。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあたっては、それらの市町村が景観行政団体となります。

■景観計画（P47）

景観法に基づいた項目に該当する区域（「景観計画区域」といいます。）において、景観行政団体が定める景観計画をいいます。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることとなります。

■NPO(Non-Profit Organization)（P48）

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と言います。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

平成 30 年 3 月
高知県 土木部 都市計画課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL : 088-823-9846 FAX : 088-823-9349

E-mail : 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>

